

2026 たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌



2025年（令和7年）2月1日

2026年（令和8年）1月31日



J A 綱 領

わたしたち J A のめざすもの



わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

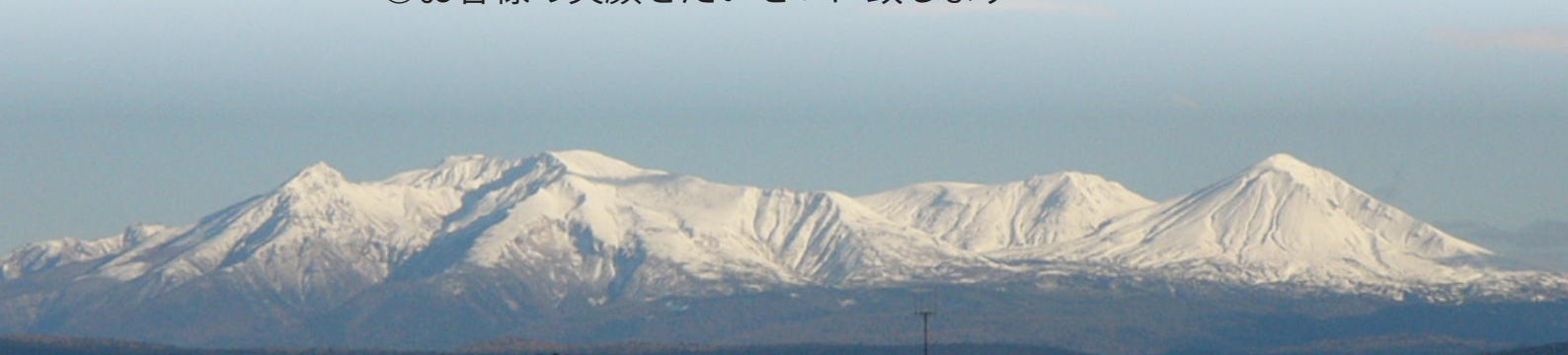
わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう

～ 組合員と共に歩む農協の誓い ～

「たいせつ」の心は

- ◎人を組織をたいせつに致します
- ◎ものを農畜産物を施設をたいせつに致します
- ◎環境を安全・安心をたいせつに致します
- ◎大雪山の清流に育まれた大地をたいせつに致します
- ◎お客様の笑顔をたいせつに致します



2026たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌

I N D E X



1. 経営基本方針・基本理念	2
2. JAグループ	4
3. 事業継続計画（BCP）	5
4. 主要な業務の内容	6
5. 経営の組織	10
6. 事務所の名称及び所在地	13
7. 概要編 CSR・法令遵守	
社会的責任と地域貢献活動	16
リスク管理の状況	19
コンプライアンス	21
自己資本の状況	27
8. 開示編 単体財務データ	
事業の概況	30
直近の2事業年度における財産の状況	34
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指数	56
9. 開示編 信用事業データ	
信用事業の考え方	58
信用事業に関する指標	59
貸出金残高・債権残高	62
有価証券等の時価情報	67
貸倒引当金	70
信用事業以外の事業の実績	71
10. 開示編 自己資本データ	
自己資本の充実の状況	76
信用リスク	81
金利リスク	89
11. 開示編 連結財務データ	
連結事業概況	92
連結財務状況（連結B/S・連結P/L・C/F計算書・注記表）	93
連結自己資本の充実の状況	114
12. 資料編 報告資料	
役員等の報酬体系	118
財務諸表の正確性等にかかる確認	120
沿革〔トピックス〕	121
ディスクロージャー誌の記載項目〔開示根拠法令〕について	122

2026たいせつ農業協同組合 ディスクロージャー誌

TOP MESSAGE

皆さまには平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

朝日昇る、大雪山連峰に抱かれし上川盆地の中央に位置し、2003年2月1日、東鷹栖農業協同組合（旭川市）・鷹栖農業協同組合（鷹栖町）2農協が合併をして「たいせつ農業協同組合」が誕生いたしました。

「たいせつ農業協同組合」地域の気象特徴は、夏季と冬季の気温差が60℃以上、昼夜の気温差が20℃以上になる日もある寒暖差の大きい典型的な内陸性気候で、かつ台風・大雨や地震などの自然災害の極めて少ない地域です。この気候条件により遅くおいしい農産物が育まれています。

大雪山連邦を源流とする石狩川の清流に恵まれた大地で、「ゆめぴりか」「ななつぼし」等およそ30万俵の良質・良食味なお米の生産を柱として、きゅうりなどの野菜や採種作物にも積極的に取り組んでいます。

米生産においては、実需者のニーズに応えるべく、生産者の籾出荷による施設調整で均一・高品質・大ロット化を実現し、安心・安全で信頼される北海道米の産地形成に取り組んでいます。

日本酒「はかいく」・「玄米入り緑茶」・お米ジェラート「愛すご飯」というお米を使った商品開発によりお米の魅力を発し、また環境負荷低減への取り組みなどにより付加価値の向上を図り、組合員の所得向上に寄与してまいります。また、地域の広告塔である「田んぼアート」は、事業開始から20周年を迎え、生産者・組合員と消費者を結ぶ懸け橋として更なる地域振興を図ります。

この冊子により組合員および地域の皆様に地域金融機関の当JAをご理解いただき、今後も安全・安心と共に環境を"たいせつ"にする農業・農協づくりに努め、消費者・利用者・生産者を"たいせつ"にして農村と都市の共生の大地をめざし役職員一同総力を上げ努力をしてまいりますので、今後も安心して当JAをご利用いただくとともに、より一層のご愛顧をお願い申し上げます。



代表理事組合長 相澤 峰基

基本理念

1. 恵まれた生産基盤を最大限に生かした、魅力ある地域農業振興の実践
2. JAの日常業務推進活動を通じて、組織機能の強化・組合員の所得向上
3. 組合員・地域の皆様に信頼される合理的経営管理・自己責任経営体制の確立

当JAの考え方

私たちは、農業協同組合の今日的役割を以下のように考えております。

■安全・安心な国産農産物の安定的な提供

食料の安全保障は、時代を問わず、経済・社会安定の基礎です。飽食の時代といわれる現在、JAは、不測の事態における安定供給のインフラとなり得る組織・事業基盤・ノウハウを維持しつつ、生産履歴管理や国際規格等への対応などの今日的な刷新を行い、安全・安心という消費者ニーズに対応した国産農産物の提供を通じて食糧自給率の向上につとめます。



■地域農業の下支えとしての役割を發揮

「農」は国の礎であり、「土地」は輸出・輸入が不可能な公共財です。土地と水、農的環境は、農業生産が持つ多面的機能を發揮するために不可欠なものであり、JAは、行政とも連携しながら、農業の担い手の支援・育成と農地の有効活用・保全に積極的な役割を發揮していきます。

■地域社会に支持される協同活動の展開

JAは、「ひと」の結びつきを基礎として、「地域社会への貢献」を組織原則とする地域密着の「コミュニティ型事業体」です。地域の結びつきが薄れるなかにあって、JAを核とした、医療や健康管理活動、高齢者福祉などの地域活動への取組み、また協同活動を通じた各種のボランティアなど、地域の「公共的な組織」としての役割を果し、その持続的発展に貢献します。また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震において、鷹栖給油所では住民拠点SSとして自家発電機を利用し地域住民皆様のライフラインの一助として可能な限り燃料供給することができました。



■農的価値の提供

JAは、グリーン・ツーリズムの実施や、学童農園の開設・支援、「食農教育」への参画など、地域の内発的取組みと都市との交流の要としての役割を發揮します。「心の豊かさ」を求める国民に、「ゆとり」「やすらぎ」など、農的価値を提供します。

■国民経済に果たすJAの役割

JAは、その活動を通じて、同時に地域の雇用を創出し、社会的な安定に寄与するという重要な国民経済的貢献を行っています。JAの事業・活動による直接、間接の波及効果（産業連関）は、はかりしれません。近年の激変する経営環境に対応し、「農業者の経済的・社会的地位の向上と国民経済の発展に寄与する」活動をさらに強化するためには、健全経営の確保が不可欠であり、JAグループと一体となって推し進めていきます。



■組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。

当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。



信用事業・経済事業・共済事業・厚生事業・指導事業など皆様のくらしに直結したさまざまな事業を通して地域社会への貢献を進めています。



「協同活動でつくる持続可能な農業と豊かな地域社会」

本道農業の使命は、わが国の食料基地として、安全・安心な農畜産物を生産し、安定的に消費者に提供することであり、そのためには、食料自給力（国内農業の食料供給力）の強化を図り、農業生産額の増大に取り組む必要があります。よって、JAグループ北海道は、農業がわが国の重要な産業として位置づけられ、**持続可能な北海道農業が実現**されるよう”担い手の確保・育成”と農業者が意欲をもって農業生産に取り組める”農業所得の拡大”に向けて国民的理解のもとに取り組めます。

また、JAは、地域の一員として、地域農業を振興し、担い手（農家組合員）の農業生産活動（営農と生活）を支援することはもちろんのこと、JAの行う事業等を通じて地域におけるライフラインの一翼を担うとともに、地域住民や消費者と生産者が交流する”場”の提供や”食”と”農”を起点とした様々な協同活動（農家組合員と地域住民や消費者がいっしょに取り組んでいく活動）を支援することにより、**豊かな地域社会**（暮らしやすく、そこに住んでいてよかったと思える地域社会）の実現をめざします。

「第31回JA北海道大会」

<第31回JA北海道大会決議の実践方策>

議案第1号 食料安全保障の強化と持続可能な北海道農業の確立

- ①農地の確保と適正利用の強化による農業生産の展開
- ②需要が期待される食料・自給飼料等の安定生産・供給と農業における環境負荷低減の両立
- ③食料供給基地を担うにふさわしい農業所得の安定確保
- ④組合員の意思結集による農政運動の展開強化

議案第2号 JAの組織基盤の強化と健全な経営基盤の確立

- ①協同組合理念の次世代への継承
- ②持続可能なJA経営基盤の確立に向けた経営管理・経営統制の構築
- ③デジタル技術を活用した業務の効率化・生産性向上の追求
- ④事業継続に必要な人材の確保と定着化
- ⑤連合会の横断的な事業展開

議案第3号 農業・食・JAへの理解醸成 AGRIACTION！ HOKKAIDO

- ①アグリアクションによる農業・食・JAへの理解醸成
- ②食農教育の強化・充実による農業・食への理解醸成
- ③地域貢献活動の実践によるJAへの理解醸成

■事業継続計画（BCP）における基本方針

たいせつ農業協同組合は、北海道のかけがえのない自然の恵みによって支えられ今日を迎える事が出来ており、自然には敬意と感謝しなければなりません。しかし、自然は時として大きな牙を向け私達の生命や生活を阻止するべく向かって参ります。

私達は、その様な災害時でも組合員と利用者の営農と生活、国民への農産物の安定供給を守るべく事業継続を行うことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言致します。

●人命保護を最優先にします。

当JAは、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動します。

●二次災害の防止に努めます。

当JAは、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

●備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます。

当JAは、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底し「災害に強い」JAを作ります。

●重要な業務を継続し、社会的責任（CSR）を果たすよう努めます。

当JAは、災害時における社会的責任を果たすため、利害関係者・地域住民・周辺自治体と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

■災害時に継続する重要業務

危機管理（クライシスマネジメント）の緊急事態計画（コンティンジェンシープラン）とともに、「継続業務選定基準」において各業務の評価及び区分を行ない、継続業務については、目標復旧レベル（RLO）及び目標復旧時間（RTO）を設定し、リスクシナリオの中で、業務復旧のイメージが浮かびやすくし、平常時より手法・手段の取り決めを行い、目標を定めております。

●信用事業（抜粋） 区分A（災害時に第1位で継続する優先業務）

大分類	サービス内容	大地震が発生した場合	新型インフルエンザが発生した場合
貯金業務	当座性	<目標復旧レベル> ・払出・入金 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	定期性貯金	<目標復旧レベル> ・払出(解約含む) <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	事故届の受付	<目標復旧レベル> ・通帳・カード印鑑紛失届 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	口座振替	<目標復旧レベル> ・引受済分 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
為替業務	仕向為替	<目標復旧レベル> ・引受済分⇒処理 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)
	被仕向為替	<目標復旧レベル> ・着金・入金処理 <目標復旧時間> ・当日中	<目標復旧レベル> 同左 (最後まで継続)

主要な業務の内容

■貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

総合口座（普通貯金）・貯蓄貯金・定期積金・定期貯金（スーパー定期）を始めとして各種貯金を目的、期日、金額に応じてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品のご案内



JAネットバンク

登録完了までの手順がより簡単になりました！
手軽に便利に残高確認ができ、自宅や外出先で振込や税金・公共料金払込等が可能です。

JAバンクアプリプラス
アプリで全部ができるぞう。

いつでも手続きできるぞう。

JAカード

JAカードは、全てICチップを搭載した、JAが提供する「JAならではの」クレジットカードです。多彩なサービスを是非ご利用ください。

JA CARD
JAカード新規入会＆ご利用でポイントプレゼント！
最大12,000円相当

JAカードには、JAグループの特典がいっぱい！
5%割引 2円割引 +2%還元

年金受取

豊かなセカンドライフ実現をお手伝いのため、「簡単・便利・安心・身近」なJAバンクは、皆様のゆとりある生活を応援します。

より便利に、より安心に
JAバンクの年金受取りサービス
JAバンクなら3ステップでらくらく申し込み！

年金のお手続きに關してJAがお手伝いします！

身近で安心なんでも相談
よりぞうクラブ北海道



©よりぞう

■貸出業務

組合員への融資を始め、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構・株式会社日本政策金融公庫等をはじめとする政府系金融機械等の代理貸付・個人向けローンのお取扱いもしております。

ローン商品のご案内

最初の一步は小さくても



住宅ローン

マイホームは、多くの人にとって一生に何度も無い大きな買い物です。JAの住宅ローンは、マイホームのご新築・ご購入・増改築、住宅ローンのお借換えなどにお役に立ちます。



その夢をかなえるため



マイカーローン

JAの「マイカーローン」は自動車・バイクのメンテナンスまで、幅広くご利用いただけます。家族の笑顔のために、カーライフをさらに充実させて下さい。



私どもにお手伝い
させていただきます



教育ローン

JAの「教育ローン」は、教育のさまざまな資金にお役立ていただけます。学校へ納める費用だけでなく、アパート費用まで幅広くご利用いただけます。



※ JAでは、お客様のニーズにお答えできるよう各種ローン商品を取り揃えておりますので、お気軽に窓口にお問い合わせください。

※ ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査がございます。

※ 所定の出資金が必要な場合があります。

※ 融資商品につきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用下さい。



主要な業務の内容

■為替業務

全国のJA、各都道府県信連の約6,487に及ぶ店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や小切手等取り立てが、安全、確実、迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

●内国為替の取扱手数料

※令和8年4月1日現在

種類	JA系統 他店宛	JA系統外 金融機関宛	自店・本支所間
振替・振込手数料			
窓 5万円未満	220円/1件	660円/1件	110円/1件
口 5万円以上	440円/1件	880円/1件	330円/1件
A 5万円未満	220円/1件	385円/1件	無料
T 5万円以上	440円/1件	550円/1件	無料
代金取立手数料			
普通扱い	660円/1通	660円/1通	—
至急扱い	880円/1通	880円/1通	—

※上記手数料には消費税（10%）が含まれております。なお、視覚障害等によりご自身でATMのご利用が困難で窓口を利用する場合は、ATMの手数料でご利用になれます。

■共済事業



JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

生命総合共済

これからの人生のこと、一緒に考えてみませんか？JAの生命総合共済「なないろデザイン」は、7つの保障分野を組み合わせ、人生におけるさまざまなリスクに、備えることができます。



自動車共済

多彩な保障とサービスでカーライフにかかわるリスクを幅広くカバーします。事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理にしっかり備えることが出来ます。



こども共済

お子様の輝く未来と、一生の安心のために、医療共済とのセットで、安心も倍増です。お子様へ、より確かな未来をプレゼントしませんか。



建物更生共済

「建物更生共済むてき」なら、ひとつの共済で、火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えることが出来ます。掛け捨てではありません。保障期間終了時に満期共済金をお支払いいたします。



■ 厚生事業

厚生事業は、組合員および家族の健康を維持するための事業であり、その内容は、健康管理活動（予防活動）と病気の治療活動に分けられます。

健康管理活動は、組合員および家族自身が健康に対する認識・意欲を高めていただくための健康教育活動と、病気の早期発見・早期治療を目的とした健康診断（巡回ドック他）活動が、車の両輪のように実施されております。

治療活動は、各JAが協同の力で連合会病院（旭川厚生病院他）を設置し、組合員や家族および地域住民は、病院を通じて医療サービスを受けることができます。

■ 営農指導事業

営農指導事業活動は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

直接的にはJAに経済的利益をもたらしません、その主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

組合員の営農活動がより合理的・効率的に行われるよう、営農技術（消費者の皆様が安心して食べることの出来る農畜産物の生産・供給することを最重点課題として指導しております）・経営改善指導を行うとともに、地域における農業生産力の維持・拡大を通じて、地域社会の発展に貢献するJAの要の事業です。



■ 経済事業

・ 販売業務

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

・ 購買業務

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することであり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

・ 生産施設業務

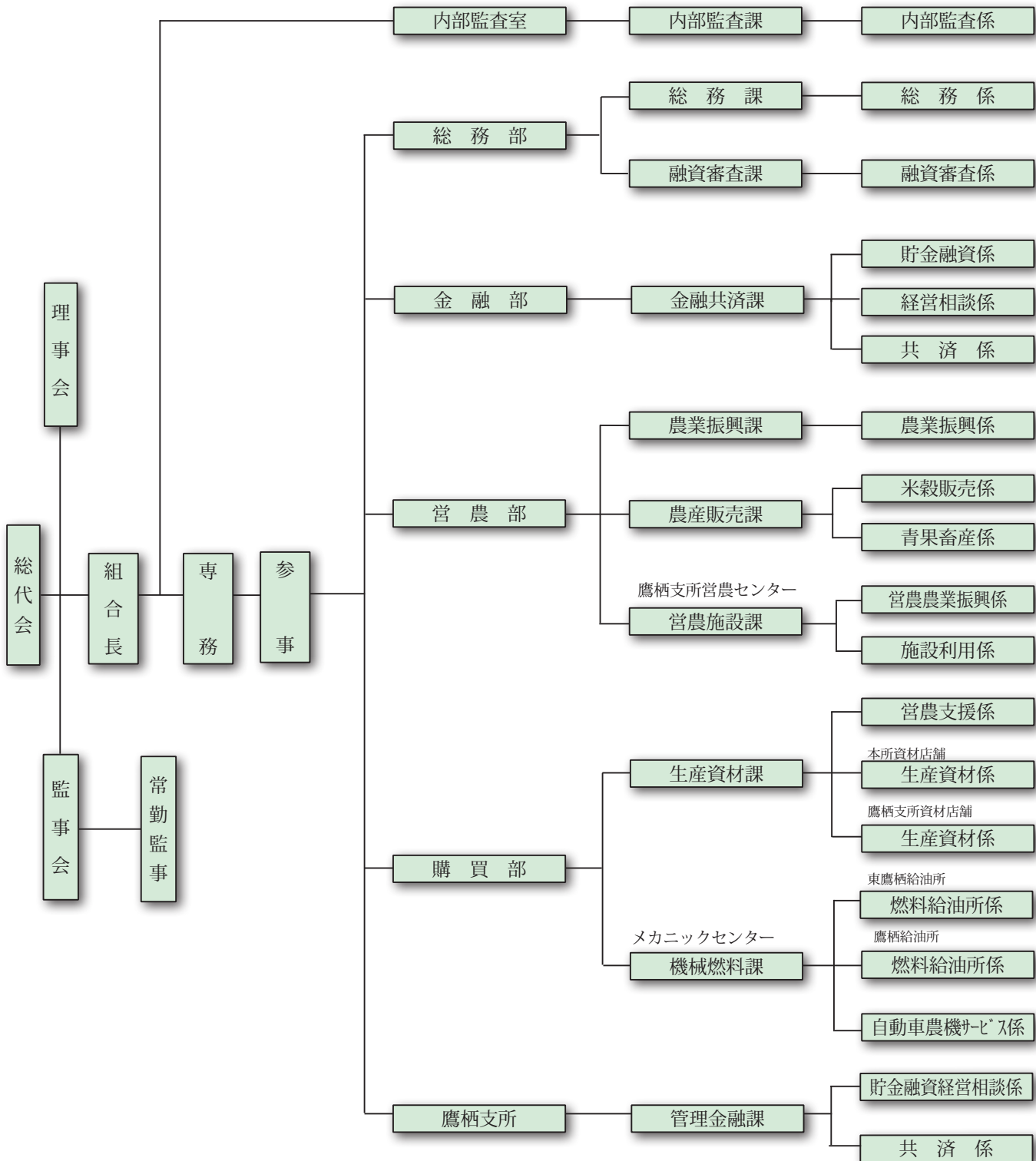
生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

当JAの生産施設は、米・麦のライスセンター施設、大豆乾燥工場、種籾温湯消毒施設があります。

経営の組織

■ 組織図

令和8年1月31日現在



■組合員数

(単位：人)

	令和6年度末	令和7年度末	増減
正組合員数	1,215	1,206	△9
個人	1,182	1,168	△14
法人	33	38	5
准組合員数	1,963	1,935	△28
個人	1,928	1,902	△26
法人・団体	35	33	△2
合計	3,178	3,141	△37

■組合員組織の状況

(敬称略・令和8年1月31日現在)

組織名	代表者名	構成員数
JAたいせつ青年部	外川 光	58人
JAたいせつ女性部	橋本 美代	84人
JAたいせつ地域水田農業推進協議会	相澤 峰基	282人
JAたいせつ「稲穂の里」協議会	高橋 雄二	196人
JAたいせつハトムギ生産部会	中山 敬介	10人
旭川青果物生産出荷協議会たいせつ支部	小沼 隆礼	87人
JAたいせつ酪農畜産振興会	菊池 智博	12人
JAたいせつ農産物販売協議会	笹川 明美	58人
JAたいせつ採種組合	寺崎 雄一	24人
JAたいせつ無人ヘリ防除運航協議会	伊藤 加津則	44人
東鷹栖年金友の会	中谷 芳春	82人
鷹栖年金友の会	浦 諭	57人

当JAの組合員組織を記載しています。

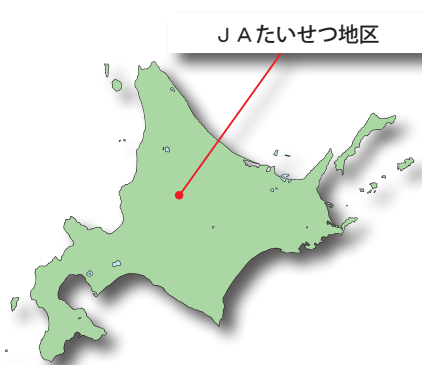
■地区一覽

JAたいせつ地区は、北海道のほぼ中央上川盆地の旭川市北部と鷹栖町に位置し、石狩川右岸を南西に向かって広がる北海道でも有数の水田農業地域です。

気象条件は盆地特有の内陸性気候を有し、冬季の気温は低く一面を雪に覆われ、夏季は高温を示しますが湿度が低く比較的過ごしやすく、山に囲まれた地形の影響から道内でも最も風の弱い環境となっています。

旭川市東鷹栖は、東に大雪の山々を望み、石狩川の豊富な水が湛える大地は東西8km、南北17kmの約68.8平方km。上川郡鷹栖町は、東は旭川市東鷹栖に、南は近文台をもって旭川市に、西は、半面山系の分水嶺で旭川江丹別に、北は鬼斗牛山脈によって和寒町に隣接しており、南北14.9km、東西13.3km、面積139.31Km²。

地勢は、概ね盆地状にて平坦地が多く、海拔120～150mの高度を有し、緑豊かな農業を基幹産業とする自然に恵まれた「JAたいせつ地区」です。



経営の組織

■理事及び監事の氏名及び役職名

(令和8年1月31日現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	相澤 峰基	理事	高橋 雄二
代表理事専務	外川 守	学経理事(審査担当) 参事	澤田 康彦
筆頭理事	布施 善貴	学経理事(信用担当) 金融部長	久木 健宏
理事	酒井 雅憲	代表監事	吉本 憲
理事	開田 優作	監事	霜野 光則
理事	高野 弘貴	常勤監事(員外)	安藤 秀雄
理事	門木 尚之		

■会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細表については、みのり監査法人の監査を受けております。

■金融店舗一覧

(令和8年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58	0166-57-2311 0166-57-2345	1台
鷹栖支所	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番4号	0166-87-2121	1台

■共済代理店一覧

(令和8年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
東鷹栖自工 有限会社	旭川市東鷹栖2条3丁目635番地8	0166-57-2337
(株)ホクレン油機サービス 旭川支店	旭川市永山2条13丁目1番28号	0166-47-6945
MAIN LINE 株式会社	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番16号	0166-87-2141

■ 資材店舗一覧

(令和8年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
本所 営農センター	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の53	0166-57-2357
鷹栖支所 営農センター	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番1号	0166-87-4111

■ 自動車・農機具・給油所店舗一覧

(令和8年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号
メカニックセンター	旭川市東鷹栖東1条3丁目269番地の2	0166-57-6084
東鷹栖給油所 (セルフ)	旭川市東鷹栖東1条3丁目269番地の2	0166-57-2308
鷹栖給油所 (セルフ)	上川郡鷹栖町北1条1丁目1番1号	0166-87-2409

■ 子会社等の概要

(令和8年1月31日現在)

	法人名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本(出資)金(千円)	出資比率(%)
子会社	(有)JAあぐりサービス	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58	不動産業務・農作業受託 他 (上川(2)第1030号)	平成15年 9月2日	3,000	96.7%
関連法人	(株)鷹栖町農業振興公社	上川郡鷹栖町 11線5号	農産物の集荷選果・ 加工販売	昭和61年 2月6日	180,000	16.7%

注) 子会社等とは子会社(農協法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。)、子法人等(施行規則第203条第1号に規定する子法人等であるもの(農協法第11条の2第2項に規定する子会社を除く)をいう。)、関連法人等(施行規則第203条第2号に規定する関連法人であるものをいう。)に該当するものです。

①子会社・・・50%超の議決権を有する会社。

(組合と子会社とで合算して50%以上の議決権を有する会社を含む)

②子法人等・・・40%以上50%以下の議決権を有しており、組合の役員もしくは使用人が取締役会の過半数を占めている会社など。

③関連法人等・・・20%以上50%以下の議決権の議決権を有しており②を除く会社及び15%以上20%未満の議決権を有しており、組合の役員もしくは使用人が取締役に就任している会社など。



概要編

CSR・法令遵守

- ・ 社会的責任と地域貢献活動
- ・ リスク管理の状況
〔リスク管理基本方針〕
- ・ コンプライアンス（法令遵守）
〔コンプライアンス基本方針〕
〔J Aたいせつ役職員の行動指針〕
〔情報セキュリティ基本方針〕
〔個人情報保護方針〕
〔マネー・ローンダリング等および
反社会勢力等への対応に関する基本方針〕
〔金融ADR制度への対応〕
- ・ 自己資本の状況

社会的責任と地域貢献活動

J Aたいせつは、地域のみなさまが安心してご利用いただける地域金融機関として、地域に根ざした活動と良質な金融サービスの提供に努めております。

■ 地域社会とのふれあい

● 顔の見える金融機関

当 J A は、旭川市民、鷹栖町民にとり「お客様の顔の見える」身近な金融機関として業務展開をしております。また、鷹栖町の指定金融機関として各種の収納業務・公共事業資金の利用など、地域のお金は地域への還元を念頭とし、地域振興の一躍を担っております。

● 食文化活動と地域活動支援

旭川市による「ふるさと雇用再生特別推進事業」で当 J A が委託事業者となり、旧 A コープ東鷹栖店の一部を改装し、農産物直売所施設「たいせつ農産物直売所」がオープンしました。現在は事業が終了し、「J A たいせつ農産物販売協議会」が主体となり運営しています。

毎日、組合員さんの畑で収穫された新鮮な野菜や鷹栖町産牛肉、たいせつ地域の生乳を使ったソフトクリームなどが店内で販売されています。本年 9 月で開店から 18 年を迎えます。今後とも、地域住民や組合員の皆さんに愛される直売所を目指して参りますので、ご愛好のほどよろしくお願い致します。



● 情報提供活動を実施



当 J A では、J A 広報誌「ひろばたいせつ」を毎月発行すると共に、インターネットやInstagram、Facebook 等の SNS、また J A コネクト、i F A X での確敏速に農政・農業技術・活動案内などを組合員・地域住民に提供しています。

また、J A たいせつ W e b サイト

<http://www.jataisetsu.or.jp> により地域を越えた方々にも当 J A の考え方、J A グループの活動状況を提供させていただきます。

● 年金友の会への支援

当 J A に年金受取貯金口座を持たれている皆様で年金友の会を組織しており、パークゴルフ大会、ゲートボール大会、日帰り旅行などの各種活動を支援し、長年地域のために尽くされている諸先輩のご苦労に報いるため、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりを目指しております。また、複雑化している老後を支える大切な年金について、安全確実に受給していただくよう社会保険労務士による「年金相談会」を実施しております。



JAたいせつは、地域のみなさまが安心して暮らせるよう環境、文化、福祉活動に積極的に取り組む活動を行っております。

■ 地域社会との共生

● 食・農業・芸術のコラボレーション

当JAは、たいせつ地域に足を踏み入れてほしい。たいせつ地域にもっと興味を持ってほしいと考え、JAたいせつ青年部が中心となり農と芸術を融合すべく「田んぼにアート」に挑戦しています。20回目の昨年は旭川市から全国、世界で活躍する北口榛花選手と旭川市と鷹栖町のゆるキャラ「あさっぴー」「あったかすくん」とのコラボデザインで縦40メートル、横170メートルの水田に、緑、黄、紫、赤、白、橙の6色の稲を使って、鮮やかに彩られた巨大な絵が浮かび上がります。秋には、消費者を交え稲刈りを実施し「食育」の素晴らしさを伝え続けていきたいと考えています。



● 人・環境にやさしい農業の実現

消費者皆さまに安全な農作物を届けるため「ポジティブリスト制度」が導入されました。

当JAにおいても積極的に栽培研修会を実施し安全安心な産地確立を進めています。

また、農業生産により発生する廃ビニール、肥料の空きビニールを回収し、産業廃棄物の飛散防止とリサイクル推進を進めております。



● 地域への支援・福祉活動の参加

当JA管内でも高齢化は避けて通れない状況にあります。

その様な中で地域の安全を守るため職員が消防団へ入団し、消防・防災活動を積極的に実施しております。また、町内会活動へも積極的に参加し地域住民とのコミュニケーションを図っております。

また、旭川市と鷹栖町それぞれの自立支援協議会の就労部会に当JAが参加し、様々な団体の協力のもと、農福連携に取り組んでおります。障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現し、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業分野においても、担い手不足や高齢化が進む中、新たな働き手の確保につながる可能性を期待しております。



● うるおいとやすらぎの農村環境をめざして

農業を中心とした地域を舞台に都市と農村が人と人との交流を進めるものです。当JAでは市内町内はもちろん道内外より、たくさんの小中学校・高校・団体との体験農業や消費者との体験農作業など積極的にグリーンツーリズム活動を実践しています。



● 当JAの環境配慮への取り組み

組合林の所有や環境に配慮したハイブリッドを含む低燃費車輛の導入をはじめ、各施設の照明LED化を順次開始し、鷹栖支所事務所新築の際には全室LED化となりました。今後もさらに拡充を進めて参ります。

■ 経営者保証ガイドラインにかかる取組方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究所(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し遵守するための態勢整備を実施致しました。当JAは、今後、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するように努めて参ります。※本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

- ・全国銀行協会URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ・日本商工会議所URL：<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

● 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収の可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

● 経営者保証の契約時の対応について

1. 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
2. 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的な保証金額設定はせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

● 既存の保証契約の適切な見直しについて

1. 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
2. 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

● 既存の保証契約の適切な見直しについて

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残す事の出来る残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理の体制

■ リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

当JAでは、信用事業をはじめ各事業を行う中で、信用事業資産（貸付金・有価証券等）・経済事業資産（未収金等）・その他事業資産等について、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いを判定し、業務の健全かつ適正な運営への確保を図るため、査定対象資産を直接に管理・担当している部署が資産査定要領等に基づき実施した資産の査定結果を管理部門で検証・集計したうえで、理事会において厳正に審議し決定する体制としております。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。



● 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については本所に融資審査課を設置し、支所と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

● 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

リスク管理の状況

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

信用事業リスク管理自主点検はもとより経営定期点検を行い事務処理水準の向上を図るとともに、四半期ごとの監事監査、上川中央部農協内部審査協議会による監査およびJA全国監査機構の定期監査を受けるなど、事務処理の適正化と事故の未然防止に努めるとともに、業務の多様化・システムなどの情勢変化にも対応しております。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査部門により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

●内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

ALM管理委員会の設置

※ALM・・・資産・負債の総合管理 (Asset liability management)

当JAでは、金融環境変化に対応した的確な資金調達・運用を行うため、金利変動リスクを含め資産・負債を総合的に管理し、全部門と密接に連携を取りながら経営全般のリスク管理について検討しております。

法令遵守の体制

■コンプライアンス基本方針

当JAは設立以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ◆ JAの経験や知見が豊富な学経理事の登用
- ◆ JAの経験や知見が豊富な員外経事の登用
- ◆ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ◆ 顧問弁護士との契約
- ◆ 顧問税理士との契約
- ◆ 融資審査体制の整備
- ◆ 内部監査室の設置
- ◆ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ◆ 役職員の法務研修派遣の実施
- ◆ 反社会勢力等への対応



●コンプライアンス・プログラム

JAたいせつでは、法令やルールのみならず社会的規範まで含めて、それらを厳格に遵守することをコンプライアンスと考え、JAの持つ社会的、公共的責任を強く認識し、社会の理解と信頼をより確かなものにするため、平成15年2月に「JAたいせつ役職員の行動指針」を制定し、JAたいせつのあるべき姿や、役員・職員の日々の行動の在り方を示してきました。

「JAたいせつ役職員の行動指針」は全役職員に配布されており、また、コンプライアンス・プログラムを毎年策定し、役職員への周知徹底を図ってまいります。プログラム推進にあたっては、下記の行動指針の基本方針をはじめとする行動指針を周知するため、コンプライアンス総括責任者を中心に各コンプライアンス責任者（室長・部長・支所長）が各部門の全職員に対する啓蒙や、コンプライアンスの徹底を行っています。



「JAたいせつ役職員の行動指針」基本方針

- ① 私たちは、農業協同組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行っていきます。
- ② 私たちは、法令の文言はもちろん、その精神まで遵守していきます。
- ③ 私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明なビジネスを行います。
- ④ 私たちは、全ての利害関係者の人権を守り、地域経済並びに地域社会の健全な発展に貢献します。
- ⑤ 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
- ⑥ 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。
- ⑦ 私たちは、次世代に、豊かで公正な地域社会を残すよう努力します。
- ⑧ 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

■情報セキュリティ基本方針

たいせつ農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

(制 定 平成17年 4月 1日)
(最終改正 令和29年 4月 7日)

個人情報保護の体制

■個人情報保護方針

たいせつ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項で規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

■個人情報保護方針

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

(制 定 平成 17 年 4 月 1 日)

(最終改定 令和 4 年 5 月 27 日)

(適 用 令和 4 年 4 月 1 日)

■ マネー・ローンダリング等および反社会勢力への対応に関する基本方針

たいせつ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や 政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（制 定 平成22年 9月29日）

（最終改正 令和 5年11月29日）



北海道警察旭川方面本部のご協力のもと、定期的に強盗模擬訓練を実施しております。

■金融 ADR 制度への対応

※ ADR = 裁判外紛争解決 (Alternative Dispute Resolution)

①苦情処理措置の内容・当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

◆当 J A の苦情等受付窓口：本所金融部 (0166-57-2345)、鷹栖支所管理金融課 (0166-87-2121)
(営業時間：月～金 9：00～16：00)

②当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業 ①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所）にお申し出ください。
- ・共済事業（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
<http://www.jibai-adr.or.jp/>
- （公財）日弁連交通事故相談センター
<https://n-tacc.or.jp/>
- （公財）交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>
- 日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

■自己資本の状況について

●自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は、19.84%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○普通出資による資本調達額

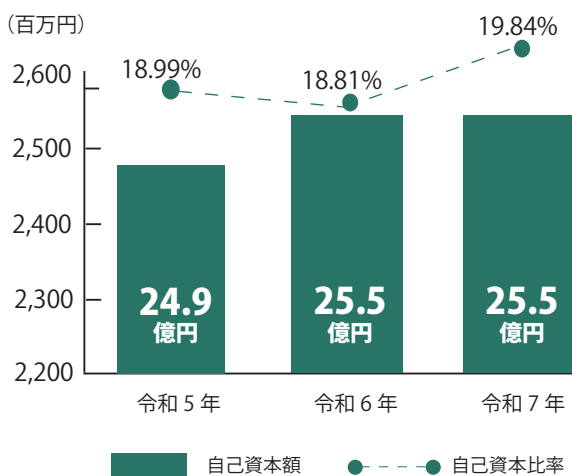
項目	内容
発行主体	たいせつ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,255百万円（前年度1,238百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「開示編 自己資本データ 自己資本の充実の状況」に記載しております。



自己資本額・自己資本比率の推移



※ 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出し、その結果に基づき単体自己資本比率を記載しています。



開示編

単体財務データ

- ・ 事業の概況
- ・ 直近の2事業年度における財産の状況
〔貸借対照表〕
〔損益計算書〕
〔剰余金処分計算書〕
〔注記表〕
〔部門別損益計算書〕
- ・ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

事業の概況

日本経済は、トランプ関税により金融政策や為替相場、輸出を中心に影響を受け、金融資本市場の変動等に注意が必要といわれています。物価も想定以上に上昇していますが、個人消費は賃金上昇や雇用拡大もあり緩やかに回復しています。

政府は「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築すると強調しています。

一方、日中関係の悪化による中国政府の日本への渡航自粛要請の長期化が、日本経済の下振れリスクとなっています。

2025年は、「戦後80年」、「昭和100年」という節目の年でした。近年、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、円安基調の継続や国際紛争等に起因する資材価格の高止まりが農業経営に大きな影響を与えており、農業・農村を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

農業においては、備蓄米の放出という形で政府による実質的な価格介入にまで至った「令和の米騒動」に翻弄された1年でした。高騰の要因である需給は回復しており、今後は流通の各段階で既に相応の値段で仕入れが進み、価格下落が懸念されます。

米の持続的な安定供給の維持に向けた農地や担い手の確保、前提となる生産性の向上、需要に応じた生産の実現、生産者所得の安定化等にかかる施策の検討が課題であり、引き続き要請して参ります。

J Aグループ一体となって、今後とも組合員との対話活動を一層強化し、協同組合の理念と精神を組織結成力に繋げ、組合員の皆様が夢と希望を持って営農と生活が続けられる環境を整え、「力強い農業」と「豊かな魅力ある地域社会」の実現に全力で取り組んで参ります。

このような中、当J Aでは、第7次地域農業振興計画・中期経営計画の最終年に伴い、水田収益力強化による農業所得の確保、持続可能（SDGs）な労働力の確保、J A直売と直売所事業の販売力強化など多くの事業を推進して参りました。

また、田んぼアートは20年目を迎え、この節目に全国田んぼアートサミット in 北海道2025を青年部が主体となり開催することが出来ました。現青年部員の父の世代から続く事業として地域を象徴する活動となり、地域に欠くことのできない観光資源であるとともに消費者と生産者・農村とのつながりを深める意義ある取組みとなり、生産者の想いを伝え続けています。

農作物の生育を振り返りますと、雪解けは平年並み、春先の低温と日照時間が少なかったことの影響がありましたが、その後6月から8月にかけて高温で推移しました。水稲では登熟が大幅に進み、成熟期は平年の7日早まり、作柄への影響が懸念されましたが、生産者の基本技術を励行としたきめ細やかな水管理や適期作業などの努力により、作況反収指数が96で収量面では減収を余儀なくされたものの品質は平年並みを確保し、高温の影響を最小限に抑えることが出来ました。

米価につきましては、6年産に続き引き上げとなり、生産資材や燃料費など経費の高騰が続いている中、再生産が可能な安定経営に期待できる価格となりました。

J A・系統集荷においては、令和6年に引き続き米の不足感から価格が急激に高騰し、集荷競争によるJ A外取引が増加し厳しい状況になりましたが、出荷契約数量225,116.5俵に対し212,926.0俵の出荷を頂きました。今後も全道共計には相応の精算を要求し、J A直売においても高位精算に努めていますので、引き続きのご利用を宜しくお願い致します。

J Aたいせつは、実需からこれまでの確実な供給体制が認められていることから、安定した集荷による安定供給が契約継続の重要な要件となっています。今期においても、産地指定拡大の為、水稲作付面積の維持・拡大に対し、深いご理解とご協力を頂き、水稲作付面積3,638.6haで品種別では「ななつぼし」48.0%、「ゆめぴりか」31.1%、「きらら397」11.2%、他9.7%の比率となりました。

屑米・規格外米21,576.0俵の実績で、米販売総額は76億1,314万円、上川ライスターミナル出荷数量95,469.5俵、ライスセンター出荷数量51,014.5俵で施設利用率は68.8%の実績となりました。春、秋小麦（規格外含）7,952.9俵2,231万円、採種5,252万円、大豆その他で4,446

万円、販売高合計では77億3,244万円の計画対比148.7%となりました。

青果物については、安心安全な農産物を生産頂き市場との信頼関係の下、販売に努めましたが、夏場の記録的猛暑の影響により生育障害や果実の着果不良が見られ例年以上に苦勞の絶えない年となりました。胡瓜など高単価を維持する品目も多くありましたが、収量面では減収となり一部品目を除き、取扱金額全体で事業計画には達しませんでした。

胡瓜2億2,449万円、原料トマト2,772万円、長葱類2,969万円、アスパラ2,778万円、ななばん2,242万円、その他青果物3,964万円、青果物販売高合計で3億7,174万円、計画対比1,426万円減の96.3%となりました。

酪農畜産物については、個体販売価格は高値基調が続き、乳価も期中に改定がありましたが、飼料価格や生産資材価格等の高騰により厳しい環境が続いています。また、牛乳類・牛肉とも物価高騰や製品価格改定などの影響を受け、消費低迷は続いています。出荷量は前年対比96.0%となる2,539tの出荷実績となりました。酪農畜産物取扱(生乳補給金・集送乳調整金含む)合計4億5,302万円、計画対比1,438万円減の96.9%となりました。

倉庫施設については、期末保管状況は米134,655.0俵、小麦5,660.5俵、大豆5,106.5俵、前年比較で623.5俵の増加となりました。

無人ヘリ防除についての作業は、JAたいせつ無人ヘリ防除運航協議会で、登録オペレーター44名、7機により行われました。防除実施面積は、水稻除草剤・基幹防除・その他防除等合せて3,906.2haの実績となり面積は前年比で微減となりました。

生産資材事業における輸入肥料原料の国際市況は、令和4年以降、大幅な価格高騰で世界的に需要が減少し値下げ基調が続いていましたが、主要需要国向けの荷動きが回復したことで下げ止まりつつあります。農薬については、エネルギー価格の上昇、生産国での環境規制、物流費の高騰や労務費の上昇により値上がりとなりました。

各種取りまとめ推進を行い、生産コスト低減・労働力軽減商品の情報発信に努めましたが、肥料等系統外取引からのシフトは厳しく苦戦しました。信頼関係構築に向け、普及センターや営農部等と連携した巡回活動により、皆様からの情報もJA内全体で共有し密着化に引き続き努めます。取扱実績10億1,279万円の計画対比4,579万円増の104.7%となりました。

メカニックセンター・燃料事業については、政府が長引くエネルギー価格高騰や物価上昇対策として2021年から導入した燃料油価格激減緩和措置を終了し、それに代わる恒久的な減税措置としてのガソリン暫定税率の廃止を行いました。燃油価格は前年比では価格は下がっているものの依然高止まっているなか、各種キャンペーンを実施し、利用客数の伸長に結びました。新規事業としてJA電気事業を行い、お得な料金体系になる提案に努め推進致しました。

自動車については、展示会の開催やオイル交換キャンペーンを例年実施し定着していますが、一定数の利用にとどまり販路拡大の必要性を感じました。また、車両整備は目標に届きませんでした。地域皆様のご利用により前年を上回る車検台数、車両販売の取り扱いができました。

農業機械については、上川ライスターミナルでの展示会の開催やアルーダの活用による商品紹介を行い、作業の効率化・営農コスト低減の推進に取り組みました。

今期は大型農機具を含め生産者・地域の皆様の高い需要により計画を上回り、取扱実績26億2,979万円、計画対比5億9,179万円増の129.0%となりました。

信用事業については、地域の皆様から信頼されるJAバンクを目指し、事業推進に努めました。推進として、独自キャンペーンの実施、他部門との連携や全職員奨励推進運動も実践しました。本年度は米価の高騰等農畜産物の価格が大きく影響し、期末貯金残高は、350億6,436万円と大きく増え計画対比11億5,286万円増の103.4%となりました。

また、メカニックセンターと連携した訪問推進により、資金ニーズの把握を行うとともにJAバンク北海道サポート事業等を活用し金利負担軽減による資金提供に努めました。更に、事前審査が可能となるWEBによるJAバンクローンを推進し、計画を上回る実績となりました。期末貸付残高は42億1,828万円となり計画対比1,828万円増の100.4%となりました。受託資金含む貸付金総額は45億2,377万円で前年に対し3,680万円の増加となりました。

共済事業については、組合員・地域の皆様に、ニーズやライフサイクルに即した「ひと・いえ・くるま+農業リスク」の総合保障の提供を継続し、共済を通して安心して暮らせる豊かな生活環境づくりに努めました。

また、共済連との連携により、迅速な事故受付対応とスムーズな支払い強化に努めるとともに、渉外活動とスマイルサポーターによる窓口相談業務の強化を図り保障提案を実践し、保障内容の再点検や自動車グレードアップ推進により推進目標を達成することが出来ました。長期共済新規加入件数396件で保障額31億5,895万円、計画対比17億5,895万円増の225.6%となりました。

短期共済については、火災・傷害・自動車・自賠責等掛金2億1,851万円の実績で計画対比451万円増の102.1%となりました。

総務部門については、皆様に安心してご利用いただけるJAとして経営を健全に確保し、財務体質の確立に努力しました。また、組合員や地域の方々への情報発信としてSNSなどによりフォロワーやユーザーの獲得に努めましたが、第7次振興計画に掲げた女性農業者、農業後継者の加入推進は思うように進める事が出来ませんでした。

コンプライアンス態勢としては、JAのもつ社会的、公共的責任を強く認識し、迅速かつ的確な事後対応に努め、全役職員対象による勉強会や研修会を開催し、内部牽制機能の強化に努めました。

職員教育については、資格取得の促進と積極的な外部研修等への参加を推進しました。事務効率化によるコスト低減としてペーパーレス化に取組み理事会・内部会議などにおいて実施出来ました。

内部監査室については、内部監査計画に基づき定期監査を実施し、指摘事項に対する事務整備状況の確認や内部統制の有効性について確認しました。

不祥事の抑止と内部牽制機能の向上として、無通告現金監査や棚卸立会による現物確認など牽制機能の強化に努めるとともに、事務処理等の改善方法に対し客観的意見や助言を行い、効率的に業務を進めました。

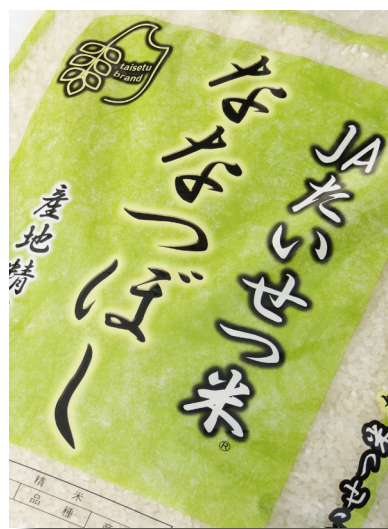
また、公認会計士監査、監事監査、内部監査委託先と情報交換・意見交換を行い、内部統制に取り組んで参りました。

固定資産の主な取得につきましては、当初計画による鷹栖6号倉庫冷却機800万円、本所事務所会議室エアコン273万円で取得、計画外ではセキュリティルーター、鷹栖営農センターエアコン、中古軽自動車2台等を取得致しました。リース取得では、メカニックセンター関係よりガスメーター・調整器、自動車整備業システム、資材関係では資材POS、金融関係より信用PCを取得致しました。

固定資産処分では、旧鷹栖支所跡地売却に伴い農機研修センター・農機具展示庫等を処分、老朽化により軽自動車2台、玉ねぎ移植機2台、無人ヘリ1台を処分し、JA所有の土地におきましては、旧鷹栖支所跡地1,871坪を鷹栖町へ売却処分致しました。

以上、令和7年度農協事業全般にわたり、組合員皆様の特段の利用とご理解を頂き厚くお礼申し上げます。また、行政はじめとし各連合会、関係機関の皆様にご指導とご支援を賜りました事に、感謝とお礼を申し上げ、令和7年度の事業概況の報告と致します。

J A たいせつ特産品



令和7年度 田んぼアートフェスティバル



直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

令和8年1月31日現在

(単位：千円)

資産の部			負債・資本の部				
科目	令和6年度	令和7年度	科目	令和6年度	令和7年度		
信用事業資産	現金	57,215	53,527	信用事業負債	貯金	33,745,122	35,064,361
	預金	29,306,383	30,741,165		その他の信用事業負債	47,051	57,720
	(系統預金)	(29,287,857)	(30,721,197)		(未払費用)	(14,129)	(38,279)
	(系統外預金)	(18,526)	(19,968)		(その他の負債)	(32,922)	(19,441)
	貸出金	4,190,077	4,218,277		小計	33,792,173	35,122,081
	その他の信用事業資産	145,667	155,950	共済事業負債	共済資金	19,230	21,797
	(未収収益)	(143,210)	(151,986)		未経過共済付加収入	43,153	42,495
	(その他の資産)	(2,457)	(3,964)		小計	62,383	64,292
	貸倒引当金	△ 12,760	△ 10,899	経済事業負債	経済事業未払金	343,911	355,228
	小計	33,686,583	35,158,020		販売前受金	156,240	262,456
共済事業資産	その他の共済事業資産	55	69		その他の経済事業負債	93,931	132,692
	貸倒引当金	△ 0	△ 0		(前受収益)	(83,564)	(122,280)
	小計	55	69		(その他の負債)	(10,367)	(10,411)
経済事業資産	経済事業未収金	365,775	317,405	小計	594,081	750,376	
	経済受託債権	188,279	330,511	設備借入金	42,924	32,197	
	棚卸資産	196,793	234,629	雑負債	未払法人税等	19,547	3,132
	(販売品)	(1,999)	(2,404)		その他の負債	48,696	69,274
	(購買品)	(194,794)	(232,224)		小計	68,243	72,406
	その他の経済事業資産	21,191	20,941	諸引当金	賞与引当金	10,045	10,263
	(未収収益)	(4,992)	(4,756)		退職給付引当金	77,239	77,030
	(その他の資産)	(16,199)	(16,184)		役員退職慰労引当金	16,373	16,900
	貸倒引当金	△ 340	△ 428		小計	103,656	104,193
	小計	771,698	903,057	負債計	34,663,462	34,145,546	
雑資産	組勘未決済勘定	585	686	組合員資本	出資金	1,237,760	1,254,568
	その他の雑資産	119,212	119,104		利益剰余金	1,383,490	1,430,843
	貸倒引当金	△ 4	△ 11		(利益準備金)	(636,745)	(657,245)
	小計	119,793	119,780		(その他利益剰余金)	(746,745)	(773,597)
固定資産	有形固定資産	973,354	836,251		[経営基盤強化積立金]	[495,796]	[482,801]
	(建物)	(2,049,864)	(2,203,794)		[リスク管理積立金]	[55,195]	[55,195]
	(構築物)	(-)	(326,214)		[米流通対策積立金]	[13,984]	[13,984]
	(機械装置)	(517,786)	(509,172)		[米需給安定対策積立金]	[4,885]	[4,885]
	(土地)	(549,431)	(449,437)		[税効果積立金]	[27,608]	[36,875]
	(その他の有形固定資産)	(772,748)	(284,803)		[当期末処分剰余金]	[149,277]	[179,857]
	(減価償却累計額)	(△ 2,916,475)	(△ 2,937,168)	〈うち当期剰余金〉	〈102,417〉	〈113,512〉	
	無形固定資産	3,786	3,679	処分未済持分	△ 11,291	△ 9,980	
	小計	977,139	839,931	小計	2,609,959	2,675,431	
	外部出資	外部出資	1,699,956	1,787,167	評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	13,511
(系統出資)		(1,533,725)	(1,611,665)	小計		2,609,959	2,675,431
(系統外出資)		(133,331)	(142,602)	純資産計		2,623,470	2,693,153
(子会社等出資)		(32,900)	(32,900)	負債及び純資産計		37,286,932	38,838,699
小計		1,699,956	1,787,167				
繰延税金資産	31,709	30,676					
資産計	37,286,932	38,838,699					

■ 損益計算書

(自：令和7年2月1日 至：令和8年1月31日)

(単位：千円)

費用			収益		
科目	令和6年度	令和7年度	科目	令和6年度	令和7年度
事業総利益	814,143	855,437			
事業費用	2,345,866	2,550,266	事業収益	3,160,009	3,405,703
信用			信用		
資金調達費用	17,390	64,629	資金運用収益	204,034	244,050
役員取引等費用	3,093	3,499	役員取引等収益	11,312	12,450
その他経常費用	30,247	31,670	その他経常収益	13,337	8,590
計	50,730	99,798	計	228,683	265,090
共同			共同		
共済推進費	1,502	1,453	共済付加収入	93,353	98,071
その他の費用	3,263	3,200	その他の収益	7,547	9,684
計	4,765	4,653	計	100,899	107,755
生産資材			生産資材		
購買品供給原価	707,402	731,874	購買品供給高	812,981	843,749
購買配達費	517	473	購買手数料	5,108	6,035
その他の費用	28,507	27,567	その他の収益	36,598	31,481
計	736,427	759,913	計	854,687	881,265
燃料			燃料		
給油購買品供給原価	992,364	978,972	給油購買品供給高	1,122,628	1,095,399
整備購買品供給原価	246,205	316,200	整備購買品供給高	273,425	367,943
給油配達費	25,334	25,048	整備購買手数料	18,581	5,918
修理サービス費	11,605	11,702	修理サービス料	39,794	45,945
その他の費用	43,694	47,481	その他の収益	36,290	32,906
計	1,319,202	1,379,403	計	1,490,717	1,154,810
販売			販売		
販売費	18,052	11,183	販売手数料	140,541	189,260
直売所事業費用	122,652	162,660	直売所事業収益	128,971	172,854
その他の費用	39,383	88,790	その他の収益	72,465	124,864
計	180,087	262,632	計	341,978	486,978
保管利用			保管利用		
利用費用	13,389	13,603	利用収益	25,370	26,576
保管費用	24,496	26,128	保管収益	63,669	58,791
農機利用費用	7,077	5,451	農機利用収益	11,840	8,844
コンバイン費用	3,168	2,920	コンバイン収益	4,908	4,476
共同乾燥費用	43,050	41,379	共同乾燥収益	82,853	69,967
計	91,181	89,481	計	188,641	168,654
指導			指導		
営農改善指導費	16,294	13,676	賦課金	10,633	10,617
教育情報費	7,311	6,502	受託指導収入	4,355	3,093
営農指導雑支出	531	275	営農雑収入	78	207
計	24,137	20,452	計	15,065	13,917
事業管理費					
人件費	540,561	569,516			
業務費	52,908	52,948			
諸税負担金	23,545	23,133			
施設費	96,451	87,879			
その他事業管理費	2,450	2,426			
計	715,916	735,903			
事業利益	98,227	119,535	事業外収益	23,378	24,094
事業外費用	1,412	1,581			
経常利益	120,194	142,048	特別利益	745	1,619
特別損失	4,775	27,600			
税引前当期利益	116,164	116,067	①		
法人税・住民税及び事業税	23,014	3,132	②		
法人税等調整額	△ 9,267	△ 577	③		
法人税等合計	13,747	2,555	④ = ② + ③		
当期剰余金	102,417	113,512	⑤ = ① - ④		
当期首繰越剰余金	42,235	41,350	⑥		
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	⑦		
遡及処理後当期首繰越剰余金	42,235	41,350	⑧ = ⑥ - ⑦		
米需給安定対策積立金取崩額	—	—	⑨		
税効果積立金取崩額	—	—	⑩		
経営基盤強化積立金取崩額	4,625	24,995	⑪		
当期末処分剰余金	149,277	179,857	⑫ = ⑤ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪		

直近の2事業年度における財産の状況

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和6年度末	令和7年度末
当期末処分剰余金	149,277	179,857
剰余金処分額	107,927	146,713
利益準備金	20,500	22,800
任意積立金	21,267	25,577
(経営基盤強化積立金)	(12,000)	(25,000)
出資配当金	12,150	12,384
事業分量配当金	54,010	85,952
次期繰越剰余金	41,350	33,144

1. 出資配当金の計算において、年度内の増資及び新加入については日割計算をする。
2. 事業分量配当金の計算において、計算基礎となる取引額は税抜金額であり、その取引期間の消費税を配当額に適用し支払うものとする。

(単位：%)

出 資 配 当 金	令和年度	令和7年度
出資金の配当率	1.0	1.0

(単位：千円)

次期繰越剰余金のうち	令和6年度	令和7年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てる繰越額	7,450	6,750

■ 目的積立金の概要

● 経営基盤強化積立金

1. 積立目的

政策や会計基準の変更に伴う経営リスクに伴う支出や、将来一定程度発生が見込まれる臨時的支出によって発生する経営危機を回避するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

毎年度末の組合員資本の20%か、前年度末の積立額のいずれか高い額まで積み立てるものとする。

3. 取崩基準

次の掲げる事象により経営基盤に影響を与える臨時的支出が生じた場合、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

- ① 会計制度等の変更に伴って発生した損失。
- ② 経営環境の変化によって、人的リストラ、財務リストラなどを行う必要に至ったときの臨時的損失。
- ③ 農業政策の変更、施設の投資・整備・処分等により、担保等が毀損し、償却・引当が増加した場合の損失、または臨時的支出によって生じた損失。
- ④ 固定資産の減損会計によって発生した減損損失。
- ⑤ 旧農林年金業務の法律改正で、一時払いの給付完了時期が前倒しとなり、特例業務負担金の一括費用処理が求められた場合。
- ⑥ 地域農業振興計画の推進対策上必要な支出。
- ⑦ 上記①～⑥までに準じる損失。

●リスク管理積立金

1. 積立目的

将来の貸付・有価証券等のリスクに対する財源の確保と、経済のソフト化・金融の自由化に伴う金融競争の激化に対して、競争力のある農協金融事業を確立し、組合の事業の改善発展に資するための支出が発生した場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

- ① 毎事業年度末の貯金残高（含む組合員勘定貸方残高）の15 / 1000 並びに毎事業年度のⅡ分類債権の10%の合計額を累積限度額として剰余金処分によって積み立てることができる。
- ② 事業年度末の貯金残高等の減少により累計限度額を超過した年度は、新たな積立は行わない。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。
なお、100万円以下の少額の支出については、取り崩すことができないものとする。

●米流通対策積立金

1. 積立目的

米の長期保管或いは流通上の事故等その他止む得ない事由により発生した変質・腐敗等の品質事故、自然減耗などの事由により発生した量目不足等の損害に対する以下のような支出が発生した場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

平成18年事業年度末 保管対策費残高について、その全額を積立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

●税効果積立金

1. 積立目的

- ① 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ② 税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ③ 上記①～②に類する支出

2. 積立目標額・積立基準

繰延税金資産に相当する額を限度として積み立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の①～③の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

●米需給安定対策積立金

1. 積立目的

「JAグループ北海道 米需要拡大・需給安定対策」の基金造成のため、本組合が拠出した拠出金が当該対策の発動によって基金が取崩され、再拠出が必要となった場合に対処するために積立をする。

2. 積立目標額・積立基準

「JAグループ北海道 米需要拡大・需給安定対策」実施要領の基金造成目標額に基づき、本組合が拠出する拠出金総額の同額を限度として積立てるものとする。

3. 取崩基準

積立目的の支出の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

直近の2事業年度における財産の状況

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

[市場価格のない株式等]

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 記載金額の端数処理
- 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しており、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。
 - ③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権又は経済受託債務に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）36,875 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 4,625 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,105 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,140,215 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 806,050 千円 その他有形固定資産 57,495 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の債権 318 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 179,963 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 12,520 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありませんが、危険債権額は 55,769 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の

回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は55,769千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	13,336 千円
うち事業取引高	13,336 千円
子会社等との取引による費用総額	15,825 千円
うち事業取引高	15,825 千円

(2) 減損損失の状況

① グルーピングの概要

当組合では、組合全体の将来キャッシュ・フローの生成及び組合員の営農に必要な施設を共用資産として設定しております。単独でのキャッシュ・フローの把握が可能な本支所メカニックセンターを一般資産、旧Aコープ東鷹栖店舗跡（セイコーマート・三浦園芸）を賃貸資産、山林並びに旧鷹栖支所、旧Aコープたかす店、旧鷹栖支所洗車場跡地を遊休資産としております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産のグループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
旧鷹栖支所跡 土地 (上川郡鷹栖町)	遊 休	土 地	旧Aコープたかす店跡地含む

③ 減損損失に至った経緯

旧鷹栖支所と旧Aコープたかす店跡地については、土地価格が下落したことから帳簿価格を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（4,625千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	種 類	合 計
旧鷹栖支所・旧Aコープたかす店跡	土 地	4,625 千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額を補正して算出しております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

直近の2事業年度における財産の状況

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が10,961千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	29,306,383	29,208,943	△ 97,440
貸出金	4,190,077	—	—
貸倒引当金（*1）	△ 12,760	—	—
貸倒引当金控除後	4,177,318	4,230,694	53,377
経済事業未収金	365,775	—	—
貸倒引当金（*2）	△ 306	—	—
貸倒引当金控除後	365,469	365,469	—
外部出資	22,361	22,361	—
資 産 計	33,871,530	33,827,467	△ 44,063
貯 金	33,745,122	33,635,359	△ 109,763
借入金（*3）	42,924	42,924	—
経済事業未払金	343,911	343,911	—
負 債 計	34,131,958	34,022,195	△ 109,763

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金42,924千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,677,595

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	29,306,383	—	—	—	—	—
貸出金（*1）	722,048	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539
経済事業未収金	365,775	—	—	—	—	—
計	30,394,206	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 30,751 千円については「1年以内」に含めております。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	28,593,550	1,562,304	2,330,515	239,616	1,019,137	—
設備借入金	10,727	10,729	10,730	10,738	—	—
計	28,604,278	1,573,033	2,341,246	250,353	1,019,137	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

直近の2事業年度における財産の状況

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式 (雪印メグミルク株)	3,683	22,361	18,678

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 71,854 千円
①退職給付費用	△ 23,581 千円
②退職給付の支払額	481 千円
③特定退職金共済制度への拠出金	<u>17,716 千円</u>
調整額合計	△ 5,384 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 77,239 千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 395,855 千円
② 特定退職金共済制度 (JA全国共済会)	<u>318,616 千円</u>
③ 未積立退職給付債務	△ 77,239 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 77,239 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 77,239 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	23,581 千円
② 臨時に支払った割増退職金	<u>— 千円</u>
合 計	23,581 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費 (うち福利厚生費) には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合 (存続組合) が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,809 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、48,389 千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	21,364 千円
減損損失	7,770 千円
賞与引当金	2,778 千円
役員退職慰労引当金	4,529 千円
その他	6,064 千円
繰延税金資産 小計	42,506 千円
評価性引当額	△ 5,631 千円
繰延税金資産 合計 (A)	36,875 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,166 千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 5,166 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	31,709 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.99%
事業分量配当金	△ 12.86%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.30%
評価性引当額の増減	△ 3.91%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.83%

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

直近の2事業年度における財産の状況

令和7年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益

を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。

保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に依りて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しており、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権又は販売前受金に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）37,452 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 11,337 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,129,690 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 280,105 千円 機械装置 785,828 千円 その他有形固定資産 63,758 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 ー 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 210,466 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 15,830 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありますが、危険債権額は 51,573 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は51,573千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	8,660千円	子会社等との取引による費用総額	16,209千円
うち事業取引高	8,660千円	うち事業取引高	16,209千円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合、経済価値が75,579千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

直近の2事業年度における財産の状況

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	30,741,165	30,694,182	△ 46,983
貸出金	4,218,277	—	—
貸倒引当金（* 1）	△ 10,899	—	—
貸倒引当金控除後	4,207,378	4,159,164	△ 48,214
経済事業未収金	317,405	—	—
貸倒引当金（* 2）	△ 387	—	—
貸倒引当金控除後	317,018	317,018	—
外部出資	28,182	28,182	—
資 産 計	35,293,743	35,198,546	△ 95,197
貯 金	35,064,361	34,912,288	△ 152,074
借入金（* 3）	32,197	32,197	—
経済事業未払金	355,228	355,228	—
負 債 計	35,451,787	35,299,713	△ 152,074

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 32,197 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ、外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

二、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	1,758,985

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	29,132,165	1,609,000	—	—	—	—
貸出金(*1、*2)	731,504	547,647	487,152	390,015	311,864	1,727,275
経済事業未収金	317,405	—	—	—	—	—
計	30,181,074	2,156,647	487,152	390,015	311,864	1,727,275

(*1) 貸出金のうち、当座貸越26,816千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等22,820千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*1)	29,536,973	1,973,286	2,424,180	810,308	319,616	—
設備借入金	10,729	10,730	10,738	—	—	—
計	29,547,701	1,984,016	2,434,917	810,308	319,616	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式 (雪印メグミルク㈱)	3,683	28,182
			24,499

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

直近の2事業年度における財産の状況

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 77,239 千円	
① 退職給付費用	△ 29,173 千円	
② 退職給付の支払額	10,454 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	<u>18,927 千円</u>	
調整額合計	208 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 77,030 千円	期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 391,791 千円	
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	<u>314,761 千円</u>	
③ 未積立退職給付債務	△ 77,030 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 77,030 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 77,030 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	29,173 千円	
② 臨時に支払った割増退職金	<u>— 千円</u>	
合計	29,173 千円	①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,994 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、44,639 千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	21,861 千円
減損損失	— 千円
賞与引当金	2,839 千円
役員退職慰労引当金	4,796 千円
税務上の繰越欠損金	731 千円
その他	<u>6,326 千円</u>
繰延税金資産 小計	36,553 千円
翌期繰越税額控除	6,767 千円
評価性引当額	<u>△ 5,867 千円</u>
繰延税金資産 合計（A）	37,452 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 6,776 千円</u>
繰延税金負債 合計（B）	△ 6,776 千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	<u>30,676 千円</u>

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.91%
事業分量配当金	△20.48%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.70%
評価性引当額の増減	0.08%
特別控除のうち繰り越した翌期回収可能分	△5.83%
その他	0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.20%

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は686千円増加し、法人税等調整額は686千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

直近の2事業年度における財産の状況

令和6年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	3,220,671	228,683	100,899	1,385,306	1,513,327	13,981	
事業費用	2,406,528	50,730	4,765	1,007,695	1,353,691	24,182	
事業総利益	814,143	177,953	96,134	377,611	159,636	▲10,201	
事業管理費	715,916	123,601	68,791	281,230	141,770	78,313	
人件費	540,561	99,523	54,091	193,685	104,940	69,555	
業務費	52,908	10,543	6,095	17,079	13,776	3,099	
諸税負担金	23,545	4,859	3,165	7,919	4,807	993	
施設費	96,451	8,180	5,134	61,537	17,925	4,410	
うち減価償却費	58,962	3,056	1,726	43,153	11,066	1,047	
その他事業管理費	2,450	496	306	1,009	322	256	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		31,073	20,241	50,644	29,868	6,171	▲151,904
うち減価償却費		508	331	828	495	102	▲2,520
事業利益	98,227	54,352	27,343	96,381	17,866	▲88,514	
事業外収益	23,378	4,762	3,102	7,979	4,420	989	
うち共通分の配分		4,762	3,102	7,761	4,420	913	▲22,477
事業外費用	1,412	291	190	475	312	65	
うち共通分の配分		291	190	475	312	65	▲1,589
経常利益	120,194	58,823	30,255	103,886	21,974	▲87,589	
特別利益	1,745	237	155	571	2,182	264	
うち共通分の配分		237	155	487	1,278	264	▲6,500
特別損失	5,775	1,192	776	1,942	1,278	264	
うち共通分の配分		1,192	776	1,942	1,278	264	▲6,500
営農指導事業配分前 税引前当期利益	116,164	57,868	29,634	102,514	22,878	▲87,589	
営農指導事業分の配分		32,239	15,418	61,472	—	▲87,589	
営農指導事業配分後 税引前当期利益	116,164	25,630	14,216	41,043	22,878		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和6年度	共通管理費等	共通管理費は（事業総利益割+均等割+人頭割の平均値）で全部門に配賦しています。
	営農指導事業	営農指導事業分は（事業総利益割+人頭割の平均値）で配賦しています。（生活その他部門を除く）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和6年度	共通管理費等	20.64%	13.44%	33.64%	20.18%	12.10%	100%
	営農指導事業	29.54%	14.13%	56.33%			100%

令和6年度 部門別資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	37,281,291	33,819,745	65,815	963,010	397,770	23,088	2,011,863
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	37,281,291 (977,139)	34,234,912 (166,264)	336,272 (87,324)	1,639,702 (447,877)	803,853 (233,188)	266,552 (42,487)	

令和7年度 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	3,471,770	265,090	107,755	1,536,897	1,548,110	13,917	
事業費用	2,616,332	99,798	4,653	1,112,026	1,379,403	20,452	
事業総利益	855,437	165,292	103,102	424,870	168,707	▲ 6,535	
事業管理費	735,903	125,266	74,196	282,115	145,339	108,987	
人件費	569,516	101,500	59,447	199,316	114,229	95,025	
業務費	52,948	10,197	6,075	17,809	13,400	5,467	
諸税負担金	23,133	4,541	3,179	8,068	4,511	2,834	
施設費	87,879	8,514	5,171	55,950	12,902	5,343	
うち減価償却費	50,052	2,919	1,444	37,659	6,822	1,209	
その他事業管理費	2,426	514	323	973	298	318	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		29,542	20,684	52,489	29,868	18,435	▲ 150,498
うち減価償却費		516	361	917	513	322	▲ 2,629
事業利益	119,535	40,026	28,906	142,756	23,368	▲ 115,521	
事業外収益	24,094	4,685	3,280	8,456	4,654	3,020	
うち共通分の配分		4,685	3,280	8,323	4,654	2,923	▲ 23,865
事業外費用	1,581	310	217	551	308	194	
うち共通分の配分		310	217	551	308	194	▲ 1,581
経常利益	142,048	44,400	31,969	150,660	27,714	▲ 112,695	
特別利益	1,619	0	0	1,619	0	0	
うち共通分の配分		—	—	—	—	—	0
特別損失	27,600	5,298	3,710	9,414	5,872	3,306	
うち共通分の配分		5,298	3,710	9,414	5,264	3,306	▲ 26,991
営農指導事業配分前 税引前当期利益	116,067	39,102	28,260	142,866	21,841	▲ 116,001	
営農指導事業分の配分		31,641	16,982	67,378	—	▲ 116,001	
営農指導事業配分後 税引前当期利益	116,067	7,461	11,277	75,488	21,841		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和7年度	共通管理費等	共通管理費は（事業総利益割+均等割+人頭割の平均値）で全部門に配賦しています。
	営農指導事業	営農指導事業分は（事業総利益割+人頭割の平均値）で配賦しています。（生活その他部門を除く）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和7年度	共通管理費等	19.63%	13.74%	34.88%	19.50%	12.25%	100%
	営農指導事業	27.28%	14.64%	58.08%			100%

令和7年度 部門別資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	38,838,699	35,273,561	56,964	1,076,647	324,958	21,720	2,084,849
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	38,838,699 (839,931)	35,682,817 (144,442)	343,422 (77,124)	1,803,842 (412,931)	731,504 (165,691)	277,114 (39,743)	

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

■財務・事業成績の推移（ハイライト）

（単位：百万円、口、人、％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業収益	3,795	3,035	3,139	3,160	3,406
【信用事業収益】	217	211	217	229	265
【共済事業収益】	107	108	100	101	108
【販売事業収益】	352	345	314	342	487
【購買事業収益】	2,958	2,211	2,393	2,345	2,429
【その他の収益】	214	219	203	204	183
経常利益	111	169	111	120	142
当期剰余金（注1）	86	137	99	102	114
出資金	1,145	1,162	1,201	1,238	1,255
出資口数	2,289,766 口	2,324,594 口	2,401,578 口	2,475,520 口	2,509,136 口
純資産額	2,419	2,474	2,555	2,623	2,693
総資産額	35,062	35,754	35,721	37,287	38,839
貯金等残高	31,709	32,330	32,277	33,745	35,064
貸出金残高	4,105	3,990	4,134	4,190	4,218
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	34	59	68	66	98
【出資配当の額】	11	11	12	12	12
【事業分量配当の額】	22	47	56	54	86
職員数	91 人	87 人	88 人	89 人	89 人
単体自己資本比率（注2）	18.55%	18.46%	18.99%	18.81%	19.84%

※（注1）当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

※（注2）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

信用事業データ

- ・信用事業の考え方
- ・信用事業に関する指標
- ・貸出金残高・債権残高
- ・有価証券等の時価情報
- ・貸倒引当金
- ・信用事業以外の事業の実績

信用事業の考え方

信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替を3本柱とする、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。
この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貸出運営の考え方

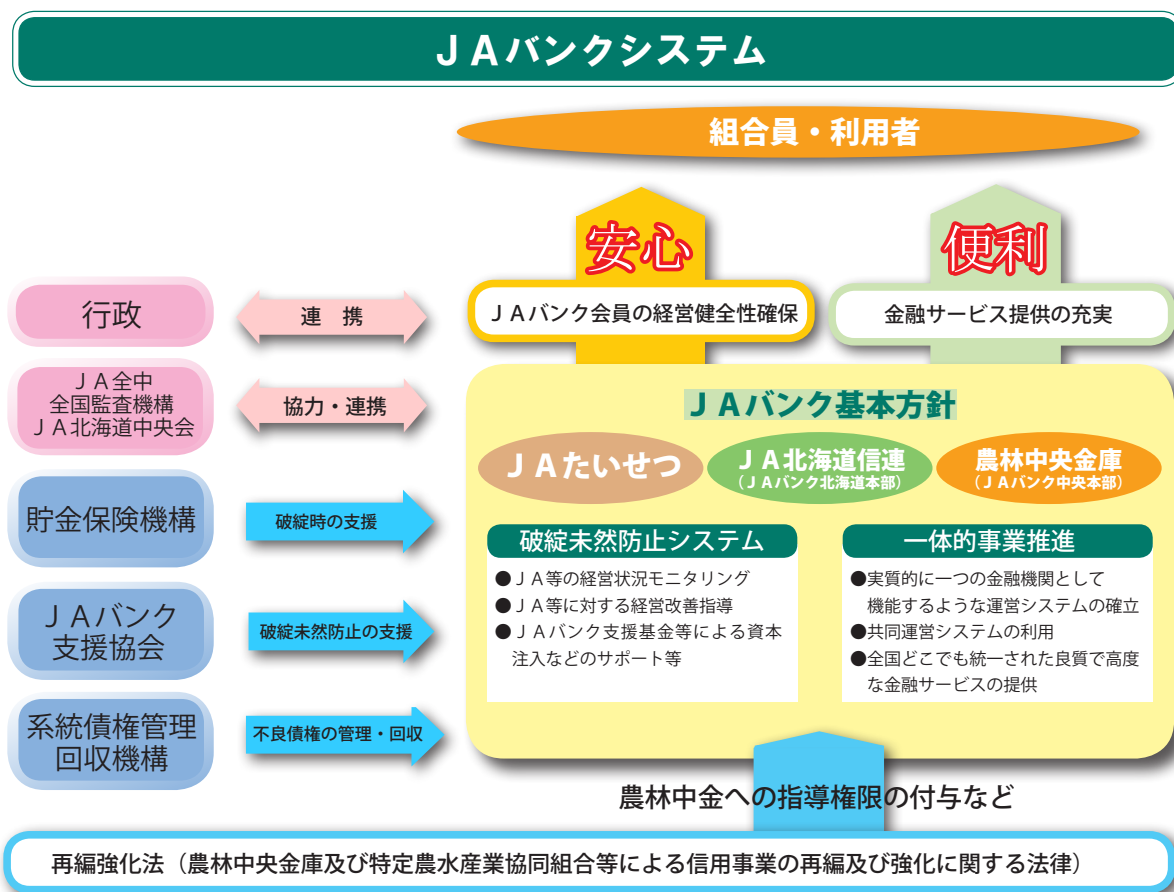
当JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域の発展を支えるべく、組合員・地域の皆様の必要とする資金の貸出を行っております。

貸付にあたっては、組合員・地域の皆様からお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度額を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。今後も組合員・地域の皆様の生活にお役に立つよう積極的に貸出業務の推進に取り組んで参ります。

■JAバンクシステムとは

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



■信用事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	187	179	△8
役務取引等収支	8	9	1
その他信用事業収支	△17	△23	△6
信用事業粗利益	179	167	△12
信用事業粗利益率	0.56%	0.50%	△0.05%
事業粗利益	804	854	50
事業粗利益率	2.23%	2.27%	△0.04%
事業純益	88	118	30
実質事業純益	88	118	30
コア事業純益	88	118	30
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	88	118	30

※注1 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く) - 信用事業費用(その他経常費用を除く) + 金銭の信託運用見合費用]

注3 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

注4 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	32,107	191	0.59%	33,170	230	0.69%
【うち預金】	27,772	127	0.46%	28,861	164	0.57%
【うち有価証券】	—	—	—	—	—	—
【うち貸出金】	4,335	64	1.48%	4,308	67	1.55%
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	33,098	17	0.05%	34,736	65	0.19%
【うち貯金・定期積金】	32,642	15	0.05%	34,440	63	0.18%
【うち借入金】	456	2	0.51%	295	2	0.65%
総資金利ざや	—	—	0.17%	—	—	0.15%

※注 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り - 資金調達原価(資金調達利回り + 経費率)]

経費率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定平均残高(貯金・定積 + 借入金) × 100]

信用事業に関する指標

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	10	47
【うち貸出金】	3	48
【うち商品有価証券】	—	—
【うち有価証券】	—	—
【うちコールローン】	—	—
【うち買入手形】	—	—
【うち預け金】	7	△0
支払利息	14	43
【うち貯金】	12	42
【うち譲渡性預金】	—	—
【うち借入金】	1	1
差し引き	△4	4

※注：増減額は前年度対比です。

●利益率

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.33%	0.38%	0.04%
資本経常利益率	5.54%	6.72%	1.18%
総資産当期純利益率	0.32%	0.31%	△0.01%
資本当期純利益率	5.35%	5.49%	△0.14%

※注：次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 資本勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益 / 資本勘定平均残高 × 100

■貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
流動性貯金	18,901	57.9%	20,745	60.2%	1,844
定期性貯金	13,529	41.5%	13,484	39.2%	△45
その他の貯金	206	0.6%	205	0.6%	△1
計	32,636	100.0%	34,435	100.0%	1,799
譲渡性貯金	—	—%	—	—%	—
合計	32,636	100.0%	34,435	100.0%	1,799

※注1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

※注2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

●貯金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
流動性貯金	19,657	58.2%	21,305	60.7%	1,648
【当座貯金】	(3)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(△2)
【普通貯金】	(19,331)	(57.3%)	(20,963)	(59.8%)	(1,631)
【貯蓄貯金】	(322)	(1.0%)	(342)	(1.0%)	(19)
【通知貯金】	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)
定期性貯金	13,895	41.2%	13,554	38.7%	△341
【定期貯金】	(13,877)	(41.1%)	(13,356)	(38.6%)	(△341)
【定積貯金】	(18)	(0.1%)	(18)	(0.1%)	(△0)
その他貯金	193	0.6%	205	0.6%	12
譲渡性貯金	—	—%	—	—%	—
合計	33,745	100.0%	35,064	100.0%	1,319

※注 () 内は構成比です。

●定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
定期貯金	13,877	100.0%	13,536	100.0%	△341
【うち固定自由金利定期】	(13,877)	(100.0%)	(13,536)	(100.0%)	(△341)
【うち変動自由金利定期】	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)

※注1 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

※注2 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

※注3 () 内は構成比です。

●貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	金額	割合	金額	割合	
組合員貯金	24,770	73.4%	26,648	76.0%	1,878
組合員以外の貯金	8,975	26.6%	8,416	24.0%	△559
地方公共団体	(3,091)	(9.2%)	(2,481)	(7.1%)	(△610)
その他非営利法人	(873)	(2.6%)	(890)	(2.5%)	(17)
その他員外	(5,011)	(14.8%)	(5,045)	(14.4%)	(34)
合計	33,745	100.0%	35,064	100.0%	1,319

※注 () 内は構成比です。

貸出金残高・債権残高

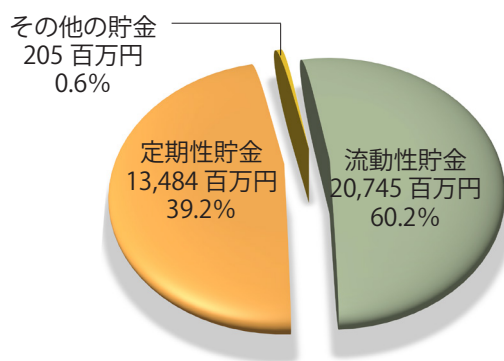
■貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高

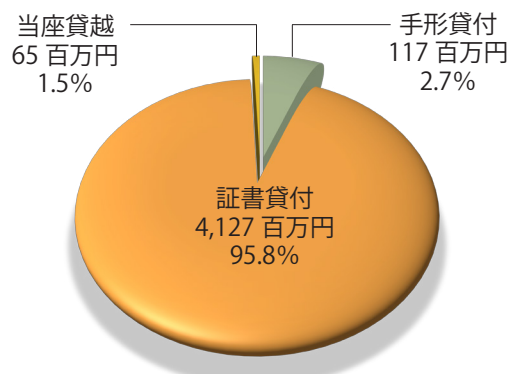
(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	183		117		△66
証書貸付	4,068		4,127		59
当座貸越	87		65		△22
割引手形	—		—		—
合計	4,337		4,310		△27

令和7年度 貯金平均残高



令和7年度 貸付金平均残高



●貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	3,917	93.5%	3,977	94.3%	60
変動金利貸出	242	5.8%	214	5.1%	△28
その他貸出	31	0.7%	27	0.6%	△4
残高合計	4,190	100.0%	4,218	100.0%	28

●貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
組合員貸出	3,390	81.4%	3,479	82.5%	89
組合員以外の貸出	800	18.6%	739	17.5%	△61
地方公共団体	(769)	(18.2%)	(703)	(16.6%)	(△66)
その他非営利法人	(—)	(—%)	(—)	(—%)	(—)
その他員外	(31)	(0.5%)	(36)	(0.9%)	(5)
合計	4,190	100.0%	4,218	100.0%	28

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
貯金等	70	67	△3
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	70	67	△3
農業信用基金協会保証	2,986	3,042	56
その他保証	170	186	16
小計	3,156	3,228	72
信用	964	923	△41
合計	4,190	4,218	28

●債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	0	—	△0
合計	0	—	△0

●貸出金の用途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
設備資金残高	4,036	4,086	50
設備資金構成比	(96.3%)	(96.9%)	
運転資金残高	154	132	△22
運転資金構成比	(3.7%)	(3.1%)	
残高合計	4,190	4,218	28

貸出金残高・債権残高

●業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	2,773	(66.2%)	2,877	(68.2%)	104
林業	—	(—%)	—	(—%)	—
水産業	—	(—%)	—	(—%)	—
製造業	3	(0.1%)	1	(0.0%)	△2
鉱業	—	(—%)	—	(—%)	—
建設業	1	(0.0%)	6	(0.1%)	5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	(0.1%)	3	(0.1%)	0
運輸・通信業	4	(0.1%)	3	(0.1%)	△1
卸売・小売・飲食業	10	(0.3%)	10	(0.2%)	0
金融・保険業	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
不動産業	0	(0.0%)	—	(0.0%)	△0
サービス業	35	(0.8%)	33	(0.8%)	△2
地方公共団体	769	(18.4%)	703	(16.7%)	△66
その他	592	(14.1%)	582	(13.8%)	△10
合計	4,190	(100.0%)	4,218	(100.0%)	28

※注 () 内は構成比です

●貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	12.4%	12.0%	△0.4%
	期中平均	12.1%	12.5%	0.4%
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

※注 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農業	2,176	2,285	109
穀作	(1,946)	(2,151)	(205)
野菜・園芸	(49)	(49)	(0)
果樹・樹園農業	(-)	(-)	(-)
工芸作物	(-)	(-)	(-)
養豚・肉牛・酪農	(93)	(85)	(△ 8)
養鶏・鶏卵	(-)	(-)	(-)
養蚕	(-)	(-)	(-)
その他農業	(88)	(-)	(△ 88)
農業関連団体等	-	-	-
合 計	2,176	2,285	109

※注 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

● 資金種類別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プロパー資金	1,308	1,521	213
農業制度資金	868	764	△ 104
農業近代化資金	(411)	(429)	(18)
その他制度資金	(457)	(335)	(122)
合 計	2,176	2,285	109

※注 プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

● 受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
日本政策金融公庫	290	300	10
その他	7	5	△ 2
合 計	297	305	8

※注 株式会社日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

貸出金残高・債権残高

■農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
令和6年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	56	4	44	7	56
要管理債権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	56	4	44	7	56
正常債権	4,140				
合 計	4,196				
令和7年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	51	4	41	6	52
要管理債権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	51	4	41	6	52
正常債権	4,173				
合 計	4,224				

※注1 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

※注2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

※注3 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

※注4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

※注5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

※注6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■有価証券に関する指標

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
外国債権	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	—	—	—

※注 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

●商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
商品国債	—	—	—
商品地方債	—	—	—
商品政府保証債	—	—	—
貸付商品債券	—	—	—
合計	—	—	—

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
令和6年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報

■有価証券の時価情報

●売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

●満期保有目的有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得価格又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価格又は償却原価	差額
時価が貸借対照表計上額が取得価格または償却原価を超えるもの	株 式	22	4	16	28	4	24
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小 計	22	4	16	28	4	24
時価が貸借対照表計上額が取得価格または償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	22	4	16	28	4	24	

■ 金銭の信託

● 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

● 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
令和 6 年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
令和 7 年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

注1 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

● その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
令和 6 年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—
令和 7 年度					
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

注1 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

貸倒引当金

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

令和 6 年度						
区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	14	6	—	14	△ 8	6
個別貸倒引当金	—	7	—	—	7	7
合 計	14	13	—	14	△ 1	13
令和 7 年度						
区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	6	5	—	6	△ 1	5
個別貸倒引当金	—	6	—	—	6	6
合 計	6	11	—	6	5	11

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	—	—

■指導事業

(収入)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
賦課金	10,633	10,617
実費収入	—	—
受託指導収入	4,355	3,093
営農雑収入	78	207
合 計	15,065	13,917

(支出)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	
営農改善指導費	農業振興	7,102	5,071
	営農支援	384	384
	米穀販売	6,098	5,991
	青果畜産	2,710	2,230
	計	16,294	13,676
教育情報費	7,311	6,502	
営農指導雑支出	531	275	
合 計	24,137	20,452	

■販売・購買取扱高

(単位：千円)

項 目	年 度	令和6年度	令和7年度
		取扱額	取扱額
米		5,185,768	7,613,143
麦・雑穀		97,886	66,771
採種		48,333	52,521
青果物		389,373	371,743
畜産物		459,961	453,020
販売取扱高計		6,181,322	8,557,198
生産資材		969,080	1,012,788
燃料		1,122,628	1,095,399
車輛・機械		1,114,613	1,534,395
購買取扱高計		3,206,321	3,642,582

※畜産物取扱額に生乳補給金額及び集送乳調整金を含めて表示しております。

信用事業以外の事業の実績

■ 共済事業

● 長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
終身共済	59	16,820	47	16,242
定期生命共済	21	342	47	386
養老生命共済	19	5,566	45	4,979
こども共済	(7)	(1,418)	(11)	(1,332)
医療共済	—	116	—	106
がん共済	—	114	—	110
定期医療共済	—	129	—	121
介護共済	33	126	3	127
認知症共済				
生活障害共済				
特定重度疾病共済				
年金共済	—	1,196	—	1,085
建物更生共済	1,693	14,789	2,593	16,132
合 計	1,824	39,198	3,159	39,287

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。（短期共済についても同様です。）

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	8	0	7
	19	72	20	96
がん共済	0	2	—	2
	—	—	7	8
定期医療共済	—	0	—	0
合 計	0	11	0	
	19	72	27	

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額の金額、下段に治療共済金額を記載しております。

●介護系その他のの共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	41	172	5	174
認知症共済	1	1	1	2
生活障害共済（一時金型）	—	—	—	—
生活障害共済（定期年金型）	3	20	—	20
特定重度疾病共済	2	51	1	52
合 計	47	243	7	248

注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

●年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	2	276	66	260
年金開始後	—	185	—	179
合 計	2	461	—	438

注 1) 金額は、年金年額について記載しています。

●短期共済新契約高 共済掛金

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
火災共済	22	22
自動車共済	157	162
傷害共済	8	8
賠償責任共済	3	3
自賠責共済	23	25
合 計	213	219

注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

注 2) 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注 3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。





開示編

自己資本データ

- ・ 自己資本の充実の状況
- ・ 信用リスク
- ・ 金利リスク

自己資本の充実の状況

■自己資本の構成に関する事項

●単体自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,544	2,577
うち、出資金及び資本準備金の額	1,238	1,255
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,383	1,431
うち、外部流出予定額	△ 66	△ 98
うち、処分未済持分の額	△ 11	△ 10
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計	6	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の 4.5% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 ①	2,550	2,582
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く）の額の合計額	4	31
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4	31
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限り）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限り）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 ②	4	31
自己資本		
自己資本の額 (①-②) = ③	2,546	2,551

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,022	12,504
資産（オン・バランス）項目	12,022	12,503
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	—	1
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,506	353
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額 ④	13,528	12,857
自己資本比率		
自己資本比率 ③/④=⑤	⑤	18.81%
		19.84%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

注3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本比率の求め方

$$\frac{\text{自己資本額 ③ 25億 5,098万円}}{\text{リスク・アセット④ 128億 5,679万円}} = 19.84\%$$

※自己資本比率は、自己資本額を分子とし、総資産を分母として算出します。

分母となる総資産（リスク・アセット）は、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっていて、現金や地方公共団体貸付などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっていますが、預金やその他の貸出金は所定の率（リスクウエイト）に応じた額を分母とする事になっています。

一般論としては、自己資本比率が高い方が損失発生の可能性のある資産に対して、自己資本という備えを多くもっていて安全性が高い事になります。

自己資本の充実の状況

■自己資本の充実度に関する事項

●信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	57	—	—
我が国の地方公共団体向け	770	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	29,423	5,885	235
法人等向け	13	13	1
中小企業等向けおよび個人向け	185	105	4
抵当権付き住宅ローン	116	38	2
三月以上延滞等	—	—	—
取立未済手形	2	0	0
信用保証協会等による保証付	2,991	292	12
出資等	369	369	15
（うち出資等のエクスポージャー）	(369)	(369)	(15)
（うち重要な出資のエクスポージャー）	(—)	(—)	(—)
うち上記以外	3,357	5,321	213
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	(1,313)	(3,282)	(131)
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	(37)	(92)	(4)
（うち上記以外のエクスポージャー）	(2,007)	(1,947)	(78)
標準的手法を適用するエクスポージャー計	37,283	11,592	464
CVA リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
信用リスクアセットの額の合計額	35,719	12,022	481
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基本的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	1,506	所要自己資本額 b = a × 4% 60
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計 a	13,528	所要自己資本額 b = a × 4% 541

注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4：「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5：「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6：「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8：オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算定方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳（単位：百万円）

	令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	53,527	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	704,141	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	30,865	6,173	246
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	347	185	7
（うちトランザクター向け）	1	1	0
不動産関連向け	118	41	2
（うち自己居住用不動産等向け）	118	41	2
劣後債権及びその他資本制証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く。）	10	2	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	4	1	0
信用保証協会等による保証付	3,047	298	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
様式等	396	396	16
上記以外	3,276	5,408	216
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー）	1,391	3,477	139
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係る エクスポージャー）	31	77	3
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,854	1,854	74
標準的手法を適用するエクスポージャー計	38,821	12,504	500
CVA リスク相当額 ÷ 8%（簡便法）	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	38,821	12,504	500
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額を合計額を8%で除して得た額 a	—	所要自己資本額 b = a × 4% —
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	352,778	所要自己資本額 b = a × 4% 14
所要自己資本の額計 ＜簡易方式又は標準的方式＞	リスク・アセット等（分母）合計 a	12,857	所要自己資本額 b = a × 4% 514

●オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	352,778
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	14,111
B I	235,185
B I C	28,222

注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3：「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注4：オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

■信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

注 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

●信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

信用リスク期末残高	令和6年度			令和7年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
	37,283	4,196	—	38,821	4,226	—

●信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

※国外のエクスポージャーは、該当ありません。

●信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和6年度				令和7年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞 エクスポージャー
	うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券		
農業	619	619	—	—	803	803	—	0
金融・保険業	29,315	—	—	—	30,869	—	—	—
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	770	770	—	—	704	704	—	—
上記以外	1,812	130	—	—	1,919	132	—	—
個人	2,677	2,677	—	—	2,588	2,588	—	10
その他	2,090	—	—	—	1,939	—	—	—
合計	37,283	4,196	—	—	38,821	4,226	—	10

※注：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

信用リスク

●信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	29,480	167	—	29,290	159	—
1年超3年以下	312	312	—	1,966	356	—
3年超5年以下	699	699	—	744	744	—
5年超7年以下	654	654	—	534	534	—
7年超10年以下	378	378	—	403	403	—
10年超	1,942	1,942	—	1,961	1,961	—
期限の定めのないもの	3,817	43	—	3,925	70	—
合計	37,283	4,196	—	38,821	4,226	—

※注：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、JAの資産並びにオフ・バランス取引を含みます。「期間の定めのないもの」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度						令和7年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	14	6	—	14	6	—	6	5	—	6	5	—	
個別 貸倒 引当 金	農業	—	7	—	—	7	—	—	6	—	—	6	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	7	—	—	7	—	—	6	—	—	6	—
合計	14	13	—	14	13	—	6	11	—	6	11	—	

※注：国外のエクスポージャーに係る個別貸倒引当金は該当ありません。

●信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	令和7年度						リスク・ウェイト の加重平均値
	リスク ・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	53,527	—	53,527	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	704	—	704	—	0	0
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20～150	30,865	—	30,865	—	6,173	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業向け及び個人向け	45～100	345	18	311	2	185	59
（うちトラザクター向け）	45	—	11	—	1	1	45
不動産関連向け	20～150	118	—	110	—	41	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	118	—	110	—	41	37
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（うち自己居住用不動産関 連向けを除く。）	50～150	4	—	4	—	2	50
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	4	—	4	—	1	20
信用保証協会等による保証付	0～10	3,047	—	2,975	—	298	10
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	396	—	396	—	396	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	3,276	0	3,276	0	5,408	165
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	250	1,391	—	1,391	—	3,477	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	250	31	—	31	—	77	250
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,854	0	1,854	0	1,854	100
合計 (信用リスクアセットの額)							

注1：最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年度については、記載しておりません。

信用リスク

●ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および

信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他						合計
我が国の地方公共団体向け	704	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	704
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他					合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	30,865	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	30,865
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他					合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他				合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他								合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	396	—	—	—	—	—	—	—	—	—	396
	45%	75%	100%	その他									合計
中堅中小企業向け及び個人向け	1	81	10	221	—	—	—	—	—	—	—	—	313
(うちトランザクター向け)	1	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—	—	103	—	—	—	—	—	4	3	110
	50%	100%	150%	その他									合計
延滞等向け (うち自己居住用不動産関連向けを除く。)	4	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	4
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他								合計
現金	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54
取立未済手形	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
信用保証協会等による保証付	—	2,975	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2,976
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト 0%	966
	リスク・ウエイト 2%	—
	リスク・ウエイト 4%	—
	リスク・ウエイト 10%	2,924
	リスク・ウエイト 20%	29,425
	リスク・ウエイト 35%	108
	リスク・ウエイト 50%	99
	リスク・ウエイト 75%	78
	リスク・ウエイト 100%	2,332
	リスク・ウエイト 150%	—
	リスク・ウエイト 250%	1,350
	その他	—
リスク・ウエイト 1250%	—	
自己資本控除額	—	
合計	37,283	

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク

●資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウエイト区分内訳表

リスク・ウエイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	34,852,198,789	—	—	—
40%～70%	120,959,376	11,400,000	—	—
75%	84,756,257	6,752,829	—	—
80%	15	—	—	—
85%	73,012,341	—	—	—
90%～100%	10,015,671	—	—	—
105%～130%	—	—	—	—
150%	0	—	—	—
250%	396,487,000	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	205,384	16,728	—	—
合計	35,537,634,833	18,169,557	—	—

注：最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウエイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	93	40	113	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向け を除く。）	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—	—	—
上記以外	48	6	—	—	—
合 計	48	99	40	116	—

※注：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項

※該当する取引ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

※該当する取引ありません。

■CVA リスクに関する事項

※該当する取引ありません。

■マーケット・リスクに関する事項

※該当する取引ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

- 自己資本比率算出要領 ○自己資本比率算出事務手続 ○内部統制規程 ○情報システム運用管理規程
○事務リスク管理規程 ○災害対策計画（BCP）

2. BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

3. ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

■ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

● 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

● 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,700	1,700	1,787	1,787
合計	1,700	1,700	1,787	1,787

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です

● 出資または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

※該当する売却及び償却に伴う損益はありません。

● 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

※該当する評価損益の額ははありません。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

※該当する評価損益の額ははありません。

■金利リスクに関する事項

●金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁の定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の減少によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ◆△EVE および△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE および△NII と大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

●金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

順 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	—	—	70	—
2	下方パラレルシフト	34	157	—	64
3	スティーブ化	—	—		
4	フラット化	26	—		
5	短期金利上昇	12	—		
6	短期金利低下	30	91		
7	最大値	34	157	70	64
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	2,546		2,551	

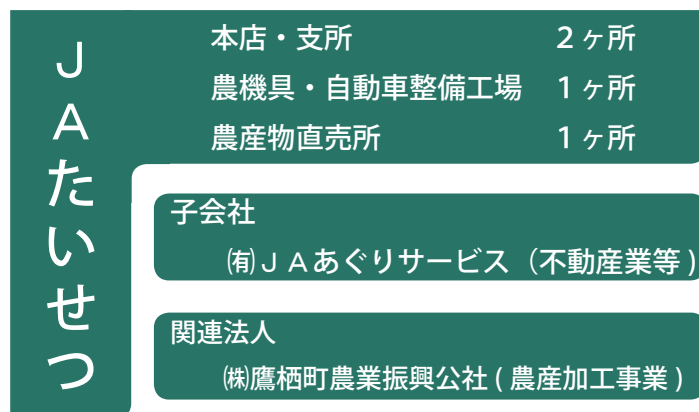
連結財務データ

- ・連結事業概況
- ・連結財務状況
 - 〔連結貸借対照表〕
 - 〔連結損益計算書〕
 - 〔連結キャッシュフロー計算書〕
 - 〔注 記 表〕
 - 〔連結剰余金計算書〕
- ・連結自己資本比率の状況

連結事業概況

■グループの概況

J Aたいせつのグループは、当J A、子会社1社、関連法人等1社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



■子会社等について

(単位：百万円、%)

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金	組合出資比率 (組合グループ出資比率)	他の子会社等の 議決権比率
(有)JAあぐりサービス	不動産業務・農作業 受託他	旭川市東鷹栖1条3丁目 635-58	平成15年9月2日	3	96.7%	0.0%
(株)鷹栖町農業振興公社	農産物の集荷選果・ 加工販売	上川郡鷹栖町11線5号	昭和61年2月6日	180	16.7%	0.0%

■令和7年度における連結事業の概況

◆たいせつ農業協同組合（親会社）

当J Aの取り組みとしては、第7次地域農業振興計画・J A中期経営計画の最終年に伴い、水田収益力強化による農業所得の確保、JA直売と直売所事業の販売力強化など多くのを推進して参りました。更には、テーマを示し「会っちゃお」訪問を全職員で2回実施し、日頃の課題や要望を全事業にスムーズに反映できるように活動しました。貴重なご意見を頂きありがとうございました。

組織活動の強化・活性化として協同組合運動の意義・必要性を実感できるものとなるよう青年部・女性部との地区別懇談会の実施、米生産者と実需者・卸との集いを開催することが出来ました。生産基盤の強化・経営基盤の安定は必要であり、これからも実需から信頼される産地であり続ける為に、対話活動を充実させ信頼関係を強固にすることを目指して参ります。本年度の事業結果として、事業総利益では計画対比増の855,437千円となり、当期剰余金についても計画対比増の113,512千円となりました。

◆有限会社JAあぐりサービス（子会社）

当会社は、無人ヘリ防除作業業務、不動産業務等の事業活動を行っております。
令和7年度については無人ヘリ防除作業業務等による営業収益36,024千円、当期剰余金193千円の実績となりました。

◆連結財務の状況

当組合グループの連結財務の状況は、信用・共済事業から経済事業資産・固定資産等の総資産額は38,836百万円、組合員や地域住民の皆様からお預かりしている貯金を含めた信用事業負債をはじめとする負債総額は36,126百万円、組合員資本を主とする純資産額は、2,711百万円となりました。また、連結自己資本比率については19.98%となりました。

連結貸借対照表

令和8年1月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 ・ 純 資 産 の 部		
科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	33,686,583	35,158,020	1. 信用事業負債	33,771,489	35,100,866
(1) 現金及び預金	29,363,598	30,794,692	(1) 貯 金	33,724,439	35,043,146
(2) 貸出金	4,190,077	4,218,277	(2) 借入金	—	—
(3) その他の信用事業資産	145,667	155,950	(3) その他の信用事業負債	47,051	57,720
(4) 債務保証見返	—	—	(4) 債務保証	—	—
(5) 貸倒引当金	△ 12,760	△ 10,899	2. 共済事業負債	62,383	64,292
2. 共済事業資産	55	69	(1) 共済資金	19,230	21,797
(1) その他の共済事業資産	55	69	(2) その他の共済事業負債	43,153	42,495
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	3. 経済事業負債	594,081	750,376
3. 経済事業資産	771,698	903,057	(1) 支払手形及び経済事業未払金	343,911	355,228
(1) 受取手形及び経済事業未収金	554,054	317,405	(2) 販売前渡金	—	262,456
(2) 経済受託債権	—	330,511	(3) その他の経済事業負債	250,171	132,692
(3) 棚卸資産	196,793	234,629	4. 設備借入金	42,924	32,197
(4) その他の経済事業資産	21,191	20,941	5. 雑負債	69,205	73,707
(5) 貸倒引当金	△ 340	△ 428	6. 諸引当金	103,656	104,193
4. 雑資産	120,393	120,380	(1) 賞与引当金	10,045	10,263
5. 固定資産	977,139	839,931	(2) 退職給付引当金	77,239	77,030
(1) 有形固定資産	973,354	836,251	(3) 役員退職慰労引当金	16,373	16,900
建物	2,049,864	2,203,794	負債の部合計	34,643,740	36,125,631
構築物	—	326,214	(純資産の部)		
機械装置	517,786	509,172	1. 組合員資本	2,626,705	2,692,363
土地	549,431	449,437	(1) 出資金	1,237,760	1,254,568
その他の有形固定資産	772,748	284,803	(2) 利益剰余金	1,400,236	1,447,775
減価償却累計額	△ 2,916,475	△ 2,937,168	(3) 処分未済持分	△ 11,291	△ 9,980
(2) 無形固定資産	3,786	3,679	2. 評価・換算差額等	13,511	17,722
その他の無形固定資産	3,786	3,679	(1) その他有価証券評価差額金	13,511	17,722
6. 外部出資	1,697,056	1,784,267	3. 非支配株主持分	676	683
(1) 外部出資	1,697,056	1,784,267			
(2) 外部出資等損失引当金	—	—			
7. 繰延税金資産	31,709	30,676	純資産の部合計	2,640,893	2,710,768
資産の部合計	37,284,632	38,836,399	負債・純資産の部合計	37,284,632	38,836,399

連結財務状況

連結損益計算書

自 令和7年2月1日 至 令和8年1月31日

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	851,152	890,297
(1) 信用事業収益	228,681	265,082
資金運用収益	204,034	244,050
(うち預金利息)	(7,069)	(49,541)
(うち受取奨励金)	(119,486)	(114,138)
(うち貸出金利息)	(64,346)	(66,764)
(うちその他受入利息)	(13,133)	(13,607)
役務取引等収益	11,309	12,442
その他経常収益	13,337	8,590
(2) 信用事業費用	50,730	99,798
資金調達費用	17,390	64,629
(うち貯金利息)	(15,044)	(62,708)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(11)
(うち借入金利息)	(2,335)	(1,910)
(うちその他支払利息)	(10)	(0)
役務取引等費用	3,093	3,499
その他経常費用	30,247	31,670
(うち信用雑費)	—	(33,531)
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(557)	(△1,861)
信用事業総利益	177,951	165,284
(3) 共済事業収益	100,205	107,158
共済付加収入	92,658	97,474
その他の収益	7,547	9,684
(4) 共済事業費用	4,765	4,653
共済推進費及び共済保全費	1,502	1,453
その他の費用	3,263	3,200
共済事業総利益	95,440	102,505
(5) 購買事業(農業関連)収益	854,457	881,086
購買品供給高	812,751	843,569
購買手数料	5,108	6,053
その他の収益	36,598	31,481
(6) 購買事業(農業関連)費用	736,427	759,913
購買品供給原価	707,402	731,874
購買品配達費	517	473
その他の費用	28,507	27,567
購買事業(農業関連)総利益	118,031	121,173
(7) 購買事業(燃料機械)収益	1,490,137	1,547,731
給油・整備購買品供給高	1,395,472	1,462,962
給油・整備購買手数料	18,581	5,918
その他の収益	76,083	78,851
(8) 購買事業(生活その他)費用	1,319,202	1,379,403
給油・整備購買品供給原価	1,238,568	1,295,172
給油配達費	25,334	25,048
その他の費用	55,300	59,183
購買事業(燃料機械)総利益	170,935	168,327

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(9) 販売事業収益	341,978	486,978
販売手数料	140,541	189,260
直売所事業収益	128,971	172,854
その他の収益	72,465	124,864
(10) 販売事業費用	180,087	262,632
販売費	18,052	162,660
その他の費用	162,035	99,973
販売事業総利益	161,890	224,345
(11) その他事業収益	242,223	218,596
(12) その他事業費用	115,318	109,933
その他事業総利益	126,905	108,662
2. 事業管理費	752,746	770,440
(1) 人件費	560,007	588,796
(2) その他事業管理費	192,439	181,644
事業利益	98,406	119,858
3. 事業外収益	23,380	24,121
(1) 受取雑利息	46	115
(2) 受取出資配当金	17,147	17,777
(3) その他の事業外収益	6,187	6,229
4. 事業外費用	1,412	1,581
(1) 支払雑利息	6	5
(2) その他の事業外費用	1,406	1,576
経常利益	120,374	142,398
5. 特別利益	745	1,619
(1) その他の特別利益	745	1,619
6. 特別損失	4,775	27,600
(1) 固定資産処分損	—	—
(2) 固定資産圧縮損	—	—
(3) その他の特別損失	4,775	27,600
税引前当期利益	116,344	116,417
7. 法人税・住民税及び事業税	23,130	3,290
8. 法人税等調整額	△ 9,267	△ 577
9. 法人税等合計	13,863	2,712
当期利益	102,481	113,705
10. 非支配株主に帰属する当期利益	2	6
当期剰余金	102,480	113,699

連結財務状況

■連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

自 令和7年2月1日 至 令和8年1月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	116,417	この数字を基礎（スタート）として、以下の項目を加減算する
減価償却費	50,052	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
減損損失	—	キャッシュの減少を伴わない費用のため加算
役員退職慰労引当金の増減額	528	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 1,767	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
賞与引当金の増減額（△は減少）	218	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
退職給付に関する負債の増減額（△は減少）	△ 208	引当金の増加（減少）は、加算（減算）
その他引当金等の増減額（△は減少）	—	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金運用収益	△ 244,050	資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算
信用事業資金調達費用	64,629	資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 17,892	利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算
支払雑利息	5	利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算
固定資産売却損益（△は益）	23,594	固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算
固定資産除去損（△は減少）	2,120	
外部出資関係損益（△は益）	417	外部出資の取引は別に総額記載するため、加減算
持ち分法による投資損益（△は益）	△ 417	キャッシュの増加を伴わない収益のため減算
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△ 28,199	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
預金の純増（△）減	7,656,030	貸出金の増加（減少）は、減算（加算）
貯金の純増減（△）	1,318,707	貯金の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業借入金の純増減（△）	—	借入金の増加（減少）は、加算（減算）
その他の信用事業資産の純増（△）減	3,609	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の信用事業負債の純増減（△）	△ 13,245	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済借入金の純増減（△）	2,567	借入金の増加（減少）は、加算（減算）
共済資金の純増減（△）	△ 14	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の共済事業資産の純増（△）減	△ 658	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の共済事業負債の純増減（△）		負債の増加（減少）は、加算（減算）
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△ 93,862	資産の増加（減少）は、減算（加算）
棚卸資産の純増（△）減	△ 37,836	資産の増加（減少）は、減算（加算）
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 273,773	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の経済事業資産の純増（△）減	251	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の経済事業負債の純増減（△）	△ 117,479	負債の増加（減少）は、加算（減算）
（その他の資産及び負債の増減）		
未払消費税等の増減（△）額	4,411	負債の増加（減少）は、加算（減算）
その他の資産の純増（△）減	7	資産の増加（減少）は、減算（加算）
その他の負債の純増減（△）	4,996	負債の増加（減少）は、加算（減算）
信用事業資金運用による収入	229,978	資金運用収入によるキャッシュの増加の総額
信用事業資金調達による支出	△ 40,535	資金調達支出によるキャッシュの減少の総額
事業分量配当金の支払額	△ 54,010	事業分量配当によるキャッシュの減少の総額
小 計	9,102,137	
雑利息及び出資配当金の受取額	17,892	利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額
雑利息の支払額	△ 5	利息支出によるキャッシュの減少の総額
法人税等の支払額	△ 19,663	法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額
事業活動によるキャッシュ・フロー	9,100,362	J A の事業遂行によるキャッシュの増加（減少）の総額

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入れによる収入	417	補助金の受入によるキャッシュの増加の総額
固定資産の取得による支出	△ 15,376	固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額
固定資産の売却による収入	76,401	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
外部出資による支出	81,390	固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,947	J Aの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加(減少)の総額。
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 10,727	借入金の返済によるキャッシュの減少の総額
出資の増額による収入	51,156	出資金の増加によるキャッシュの増加の総額
出資の払戻しによる支出	△ 21,569	出資金の減少によるキャッシュの減少の総額
持分の譲渡による収入	11,291	処分未済持分によるキャッシュの増加の総額
持分の取得による支出	△ 11,291	処分未済持分によるキャッシュの減少の総額
出資配当金の支払額	△ 12,150	出資配当によるキャッシュの減少の総額
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,709	借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加(減少)の総額。事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	為替差益(差損)はキャッシュの増減を伴わないため減算(加算)
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	9,087,124	「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する。
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,360,898	期首におけるキャッシュの残高
7 現金及び現金同等物の期末残高	10,448,022	期末におけるキャッシュの残高

- ※ この計算書におけるキャッシュとは「現金、当座預金、普通預金、通知預金」である。
- ※ 「資産の増加(減少)は減算(加算)」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの減少(増加)のため、同利益に減算(加算)するもの。
- ※ 「負債の増加(減少)は減算(加算)」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの増加(減少)のため、同利益に加算(減算)するもの。
- ※ 利息の収入支出、有価証券の取引などは、関係損益を税引前当期利益から控除したうえで、キャッシュの増減を総額で記載している。

令和6年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等 1社 有限会社 JAあぐりサービス
- ② 非連結子会社・子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
- ② 持分法非適用の関連法人等 1社 株式会社 鷹栖町農業振興公社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

1月末日 1社

- ② 当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 〔市場価格のない株式等以外のもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
 - 〔市場価格のない株式等〕 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。
 - 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しており、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権又は経済受託債務に計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）36,875 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 4,625 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 13,105 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は 1,140,215 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 276,669 千円 機械装置 806,050 千円 その他有形固定資産 57,495 千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 12,520 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありませぬ、危険債権額は 55,769 千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありませぬ。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は 55,769 千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

① グループの概要

当組合では、組合全体の将来キャッシュ・フローの生成及び組合員の営農に必要な施設を共用資産として設定しております。単独でのキャッシュ・フローの把握が可能な本支所メカニックセンターを一般資産、旧 A コープ東鷹栖店舗跡（セイコーマート・三浦園芸）を賃貸資産、山林並びに旧鷹栖支所、旧 A コープたかす店、旧鷹栖支所洗車場跡地を遊休資産としております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産のグループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
旧鷹栖支所跡 土地 (上川郡鷹栖町)	遊 休	土 地	旧 A コープたかす店跡地含む

③ 減損損失に至った経緯

旧鷹栖支所と旧 A コープたかす店跡地については、土地価格が下落したことから帳簿価格を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（4,625 千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	種 類	合 計
旧鷹栖支所・旧 A コープたかす店跡	土 地	4,625 千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額を補正して算出してあります。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けてあります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が10,961千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	29,306,383	29,208,943	△ 97,440
貸出金	4,190,077	—	—
貸倒引当金 (* 1)	△ 12,760	—	—
貸倒引当金控除後	4,177,318	4,230,694	53,377
経済事業未収金	365,775	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 306	—	—
貸倒引当金控除後	365,469	365,469	—
外部出資	22,361	22,361	—
資 産 計	33,871,530	33,827,467	△ 44,063
貯 金	33,724,439	33,614,675	△ 109,763
借入金 (* 3)	42,924	42,924	—
経済事業未払金	343,911	343,911	—
負 債 計	34,111,274	34,001,511	△ 109,763

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 42,924 千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	1,677,595

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	29,306,383	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	722,048	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539
経済事業未収金	365,775	-	-	-	-	-
計	30,394,206	529,089	465,477	410,936	318,988	1,743,539

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 30,751 千円については「1年以内」に含めております。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	28,572,867	1,562,304	2,330,515	239,616	1,019,137	-
設備借入金	10,727	10,729	10,730	10,738	-	-
計	28,583,594	1,573,033	2,341,246	250,353	1,019,137	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照 表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式 (雪印メグミルク株)	3,683	22,361	18,678

8. 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 71,854 千円
①退職給付費用	△ 23,581 千円
②退職給付の支払額	481 千円
③特定退職金共済制度への拠出金	17,716 千円
調整額合計	△ 5,384 千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 77,239 千円 期首 + 調整額

- (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 395,855 千円
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	318,616 千円
③ 未積立退職給付債務	△ 77,239 千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 77,239 千円 ③
⑤ 退職給付引当金	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	23,581 千円
② 臨時に支払った割増退職金	－ 千円
合計	23,581 千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,809 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、48,389 千円となっています。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	21,364 千円
減損損失	7,770 千円
賞与引当金	2,778 千円
役員退職慰労引当金	4,529 千円
その他	6,064 千円
繰延税金資産 小計	42,506 千円
評価性引当額	△ 5,631 千円
繰延税金資産 合計（A）	36,875 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 5,166 千円
繰延税金負債 合計（B）	△ 5,166 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	31,709 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.99%
事業分量配当金	△ 12.86%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.30%
評価性引当額の増減	△ 3.91%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.83%

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

令和7年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等 1社 有限会社 JAあぐりサービス
- ② 非連結子会社・子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
- ② 持分法非適用の関連法人等 1社 株式会社 鷹栖町農業振興公社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
1月末日 1社
- ② 当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
[市場価格のない株式等以外のもの] 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
[市場価格のない株式等] 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・燃料機械）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用、農機利用、コンバイン、共同乾燥事業

共同乾燥施設・温湯消毒等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または整備購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

なお、直売所事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には純額で収益を認識しており、販売にかかる手数料については直売所事業収益に含んでおります。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権又は経済受託債務に計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）30,676千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和5年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 11,337千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の累計額は1,129,690千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 281,282千円 機械装置 791,046千円 その他有形固定資産 57,362千円

(2) 担保に供されている資産

以下の資産は鷹栖町指定金融機関公金事務に係る担保に供しております。

定期預金 3,000千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 15,830千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)まで

に掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありませぬ、危険債権額は51,573千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありませぬ。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は51,573千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員の共同利用施設であるライスセンターの増強工事のために借入れた、鷹栖町過疎対策事業債からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が75,579千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	30,741,165	30,694,182	△ 46,983
貸出金	4,218,277	—	—
貸倒引当金（＊1）	△ 10,899	—	—
貸倒引当金控除後	4,207,378	4,159,164	△ 48,214
経済事業未収金	317,405	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 387	—	—
貸倒引当金控除後	317,018	317,018	—
外部出資	28,182	28,182	—
資 産 計	35,293,743	35,198,546	△ 95,197
貯 金	35,043,146	34,891,072	△ 152,074
借入金（＊3）	32,197	32,197	—
経済事業未払金	355,228	355,228	—
負 債 計	35,430,571	35,278,497	△ 152,074

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（＊3）借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金32,197千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	1,756,085

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	29,132,165	1,609,000	-	-	-	-
貸出金（*1*2）	731,504	547,647	487,152	390,015	311,864	1,727,275
経済事業未収金	317,405	-	-	-	-	-
計	30,181,074	2,156,647	487,152	390,015	311,864	1,727,275

（*1）貸出金のうち、当座貸越 26,816 千円については「1年以内」に含めております。

（*2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 22,820 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1）	29,515,757	1,973,286	2,424,180	810,308	319,616	-
設備借入金	10,729	10,730	10,738	-	-	-
計	29,526,486	1,984,016	2,434,917	810,308	319,616	-

（*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	3,683	28,182	24,499
株 式 (雪印メグミルク㈱)			

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 77,239	千円
①退職給付費用	△ 29,173	千円
②退職給付の支払額	10,454	千円
③特定退職金共済制度への拠出金	18,927	千円
調整額合計	208	千円 ①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 77,030	千円 期首 + 調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 391,791	千円
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	314,761	千円
③ 未積立退職給付債務	△ 77,030	千円 ①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 77,030	千円 ③
⑤ 退職給付引当金	△ 77,030	千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用の額	29,173	千円
② 臨時に支払った割増退職金	—	千円
合計	29,173	千円 ①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,994 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、44,639 千円となっております。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	21,861 千円
減損損失	- 千円
賞与引当金	2,839 千円
役員退職慰労引当金	4,796 千円
税務上の繰越欠損金	731 千円
その他	6,326 千円
繰延税金資産 小計	36,553 千円
翌期繰越税額控除	6,767 千円
評価性引当額	△ 5,867 千円
繰延税金資産 合計 (A)	37,452 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 6,776 千円
繰延税金負債 合計 (B)	△ 6,776 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	30,676 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.91%
事業分量配当金	△ 20.48%
住民税均等割等・事業税率差異等	2.70%
評価性引当額の増減	0.08%
その他	△ 5.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.20%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は686千円増加し、法人税等調整額は686千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

連結自己資本の充実の状況

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	1,366,056	1,400,235
2. 利益剰余金増加高	102,480	113,699
当期剰余金	102,480	113,699
遡及適用による影響額	—	—
3. 利益剰余金減少高	68,300	66,160
出資配当金	11,812	12,150
事業分量配当金	56,488	54,010
4. 利益剰余金期末残高	1,400,236	1,447,775

■連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、19.98%となりました。
連結自己資本比率は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

項 目	内 容
発行主体	たいせつ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,255百万円（前年度 1,238百万円）

■自己資本の構成に関する事項

●連結自己資本比率の状況

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本額	2,561,121	2,594,610
うち、出資金及び資本準備金の額	1,237,760	1,254,568
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,400,812	1,448,358
うち、外部流出予定額	△ 66,160	△ 98,336
うち、処分未済持分の額	△ 11,291	△ 9,980
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,909	5,177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,909	5,177
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 ①	2,567,030	2,599,787
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	3,786	30,676
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,786	30,676
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	616
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 ②	3,786	31,292
自己資本		
自己資本の額（①－②）＝③	2,563,245	2,568,495

連結自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,019,826	12,501,711
資産（オン・バランス）項目	12,019,826	12,500,690
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)に係るものの額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—	—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることとなったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	—	1,021
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,589,019	352,744
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額 ④	13,608,845	12,854,455
自己資本比率		
自己資本比率 ③/④=⑤	⑤	18.83%

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

注2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

自己資本比率の求め方

$$\frac{\text{自己資本額 ③ } 25 \text{ 億 } 6,850 \text{ 万円}}{\text{リスク・アセット④ } 128 \text{ 億 } 5,446 \text{ 万円}} = 19.98\%$$

※自己資本比率は、自己資本額を分子とし、総資産を分母として算出します。

分母となる総資産(リスク・アセット)は、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっていて、現金や地方公共団体貸付などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっていますが、預金やその他の貸出金は所定の率(リスクウエイト)に応じた額を分母とする事になっています。

一般論としては、自己資本比率が高い方が損失発生の可能性のある資産に対して、自己資本という備えを多くもっていて安全性が高い事になります。

資料編

報告資料

- ・ 役員等の報酬体系
 - 〔役員〕
 - 〔職員等〕
 - 〔その他〕
- ・ 財務諸表の正確性等にかかる確認
- ・ 沿革〔トピックス〕
- ・ ディスクロージャー誌の
記載項目〔開示根拠法令〕について

役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額および支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	28	3

(注1) 対象役員は、理事11名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

■対象役員の報酬等の決定等について

●役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(正組合員〔総代〕から選出された委員8人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

●役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７年度の主要な連結子法人等の役職員において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

■報酬等の種類、支払総額および支払方法について

当ＪＡの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については６月・１０月・１２月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

また、当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の種類及び支払方法も当ＪＡの役員又は職員の報酬等に準じています。

令和７年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

対象職員（注１）に対する報酬等	支給総額（注２）		
	報酬・給与等	賞与	退職慰労金・退職金
当ＪＡの職員	40	12	5
主要な連結子会社等の役職員	—	—	—

（注１）対象職員等に該当する者は、当ＪＡの職員７人、当該の主要な連結子法人等の役職員０人です。（いずれも当期に退職した者を含みます）。

（注２）賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

（注３）「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

（注４）「同等額」は、令和７年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注５）「当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、参事・各部門長職に携わるものを対象としています。

■報酬等の決定等について

当ＪＡの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級（諸手当）からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

なお、当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の決定等は、当ＪＡの役員又は職員の報酬等の決定等に準じています。

その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。

したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

確 認 書

1. 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月
たいせつ農業協同組合
代表理事組合長 相澤 峰基



JAたいせつの沿革

平成 15 年	2 月	たいせつ農業協同組合 設立 旭川市内の東鷹栖農協と鷹栖町の鷹栖農協の2農協が合併 愛称を「JAたいせつ」とする
平成 16 年	10 月	JAたいせつオリジナル米「JAたいせつ米」販売開始
平成 17 年	4 月	東鷹栖セルフスタンドオープン
平成 18 年	6 月	田んぼアート スタート
平成 19 年	3 月	水稻種子の温湯消毒をスタート
	4 月	鷹栖セルフスタンドオープン
平成 20 年	1 月	Aコープ東鷹栖店 閉店
	8 月	Aコープ鷹栖店 閉店
平成 21 年	9 月	たいせつ農産物直売所オープン
平成 23 年	7 月	お米ジェラート「愛すぐ飯」販売開始
平成 24 年	5 月	「愛すぐ飯」日本農業新聞一村逸品金賞受賞
平成 26 年	8 月	生産履歴・GAP・耕地システム導入
平成 27 年	7 月	全国田んぼアートサミット in 北海道 開催
	8 月	JAたいせつ玄米入り緑茶販売開始
	10 月	鷹栖支所事務所 新築完成披露式
平成 29 年	6 月	ライスセンター増強工事竣工式・祝賀会
平成 31 年	1 月	東北・北海道地区JA青年大会 最優秀賞受賞
令和 3 年	7 月	田んぼアート見晴台開放
令和 4 年	4 月	JAたいせつPB特別純米「はかいく」販売開始



第22回通常総代会にて

令和7年度のあゆみ

2025
令和7年

2 月	6 日	JAたいせつ女性部 定期総会
	18 日	JAたいせつ「稲穂の里」協議会 定期総会
	25 日	JAたいせつ青年部 定期総会
3 月	26 日	農協事業懇談会
4 月	10 日	第22回 通常総代会
	30 日	JAたいせつ地域水田農業推進協議会 定期総会
6 月	3 日	令和7年産米出荷契約推進
	11 日	肥料推進
	24 日	JAたいせつ新規就農者激励状贈呈式
	25 日	共済一斉推進
7 月	7 日	「会っちゃお」訪問
	10 日	全国田んぼアートサミット in 北海道 2025
8 月	23 日	第14回 田んぼアートフェスティバル
9 月	8 日	令和7年度米全量集荷推進
10 月	28 日	JA職員と青年部の合同学習会及び意見交換会
11 月	27 日	「会っちゃお」訪問
2026 令和8年	1 月	6 日 新年交礼会・役職員コンプライアンス研修会
		27 日 農協事業地区別懇談会
		31 日 決算棚卸



令和7年度 新規就農者激励会にて

理事会	16 回
監事会	11 回
農事組合長会議	4 回
自治監査	3 回
中央会内部監査	4 回
みのり監査法人監査	5 回

ディスクロージャー誌 記載項目〔開示根拠法令〕について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

■ 単 体

〔農業協同組合法施行規則 第204条関係〕

イ 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項

ロ 主要な業務の内容

- (1) 主要な業務の内容

ハ 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況
 - (I) 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）
 - (II) 経常利益又は経常損失
 - (III) 当期剰余金又は当期損失金
 - (IV) 出資金及び出資口数
 - (V) 純資産額
 - (VI) 総資産額
 - (VII) 貯金等残高
 - (VIII) 貸出金残高
 - (IX) 有価証券残高
 - (X) 単体自己資本比率
 - (XI) 剰余金の配当の金額
 - (XII) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

〔別表第4〕

項 目	記 載 事 項
主要な業務の状況を示す指標	1 事業粗利益及び事業粗利益率
	2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支
	3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや
	4 受取利息及び支払利息の増減
	5 総資産経常利益率及び資本経常利益率
	6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率
貯金に関する指標	1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
	2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
貸出金等に関する指標	1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
	2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
	3 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額
	4 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
	5 主要な農業関係の貸出実績
	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	7 貯貸率の期末値及び期中平均値

有価証券に関する事項	1 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高
	2 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国国債及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
	3 有価証券の種類別の平均残高
	4 貯証率の期末値及び期中平均値

ニ 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 組合の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
- (2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (I) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (II) 危険債権
 - (III) 三月以上延滞債権
 - (IV) 貸出条件緩和債権
 - (V) 正常債権
- (3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額（※当JAは該当無し）
- (4) 自己資本の充実の状況
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (I) 有価証券
 - (II) 金銭の信託
 - (III) デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (IV) 金融等デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
 - (V) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（※当JAは該当無し）
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (7) 貸出金償却の額
- (8) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

■ 単 体

〔自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）〕

イ 開示項目

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 安定的開示事項
 - (I) 自己資本調達手段の概要
 - (II) 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - (III) 信用リスクに関する事項
 - (IV) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (V) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク管理の方針及び手続の概要
 - (VI) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VII) オペレーショナル・リスクに関する事項
 - (VIII) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - (IX) 金利リスクに関する事項
- (3) 定量的開示事項
 - (I) 自己資本の充実度に関する事項
 - (II) 信用リスクに関する事項
 - (III) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (IV) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (V) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (VI) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - (VII) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額
 - (VIII) 金利リスクに関する事項

■ 連 結（組合及び子会社等）

〔農業協同組合施行規則 第 205 条関係〕

イ 組合及びその子会社等の概況

- (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
- (2) 組合の子会社等に関する事項
 - (I) 名称
 - (II) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (III) 資本金又は出資金
 - (IV) 事業の内容
 - (V) 設立年月日
 - (VI) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
 - (VII) 組合の 1 の子会社等以外の子会社等が有する当該 1 の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

ロ 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況
 - (I) 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）
 - (II) 経常利益又は経常損失
 - (III) 当期利益又は当期損失
 - (IV) 純資産額
 - (V) 総資産額
 - (VI) 連結自己資本比率

ハ 直近の 2 連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
- (2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (I) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (II) 危険債権
 - (III) 三月以上延滞債権
 - (IV) 貸出条件緩和債権
 - (V) 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況
- (4) 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの

■ 連 結（組合及び子会社等）

〔自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）〕

イ 開示項目

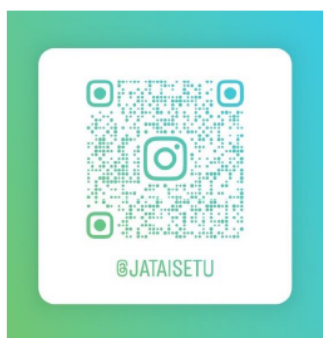
- （１）自己資本の構成に関する開示事項
- （２）定性的開示事項
 - （Ⅰ）連結の範囲に関する事項
 - （Ⅱ）自己資本調達手段の概要
 - （Ⅲ）連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - （Ⅳ）信用リスクに関する事項
 - （Ⅴ）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - （Ⅵ）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - （Ⅶ）証券化エクスポージャーに関する事項
 - （Ⅷ）オペレーショナル・リスクに関する事項
 - （Ⅸ）出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 - （Ⅹ）金利リスクに関する事項
- （３）定量的開示事項
 - （Ⅰ）その金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 - （Ⅱ）自己資本の充実度に関する事項
 - （Ⅲ）信用リスクに関する事項
 - （Ⅳ）信用リスク削減手法に関する事項
 - （Ⅴ）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - （Ⅵ）証券化エクスポージャーに関する事項
 - （Ⅶ）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - （Ⅷ）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額
 - （Ⅸ）金利リスクに関する事項

当JAに関する情報はホームページ、Instagram、Facebookでもご紹介しています。



<http://www.jataisetsu.or.jp/>

<https://www.instagram.com/jataisetsu/>



<https://www.facebook.com/jataisetsu/>



DISCLOSURE 2026



たいせつ農業協同組合 DISCLOSURE 2026

発行 令和8年5月

たいせつ農業協同組合 総務部

〒071-8101

北海道旭川市東鷹栖1条3丁目635番地の58

TEL：0166-57-2311 FAX：0166-57-2364